

1 議事日程(3日目)

[平成17年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成17年9月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	武藤哲志 (19)	<p>1. 職員採用計画について</p> <p>(1) 今後の退職者に対応する職員の採用について伺う。</p> <p>(2) 採用後、職員としての資質と力量を備えるまでの経験年数について伺う。</p> <p>(3) 民間企業で就業経験がある者の職員採用について伺う。</p>
2	片井智鶴枝 (1)	<p>1. 入札、契約における透明性、公平性と市の関わり方について 公金を有効に使う前提として、市が行う全ての入札、契約には透明性、公平性は当然であるが、さらに事業者任せではない発注者である市の主体性が問われる。施設建設などどのようにして進められていくのか、その計画から決定までのプロセスを伺う。</p> <p>2. 観光戦略とまちづくりについて</p> <p>(1) JR太宰府駅(仮称)新設と看護専門学校跡地を有効に活用した西地区のまちづくりについて伺う。</p> <p>(2) 通過型観光から滞在型観光への転換を目指した観光、交流拠点としてのホテル誘致について伺う。</p>
3	安部陽 (15)	<p>1. マナー・ルールで快適なまち太宰府をつくる、生活環境の条例制定ができないか</p> <p>(1) 条例制定ができないか</p> <p>(2) ボランティア活動についての考えを伺う。</p>
4	門田直樹 (6)	<p>1. 携帯電話基地局(中継塔)の建設をめぐる地元住民とのトラブルについて</p> <p>現在、中継塔建設は県の建築確認申請のみでよく、また建築基準法の用途地域規制がなく、第1種低層住居専用地域に高さ50メートルの鉄塔を建てても違法ではない。</p> <p>太宰府市でも住宅地で中継塔の建設をめぐる地元住民と携帯電話会社・施工業者との間でトラブルが起きている。</p> <p>他市では中継塔などの建設を対象に近隣住民への事前説明や市への届出を義務付ける要項を設定したり、トラブルが起きた場合に市</p>

		が仲介に当たることを定めた紛争予防条例を施行しているところもあるが、太宰府市はどう考えるのか伺う。
5	大田勝義 (9)	1. アスベスト対策について (1) 公共施設の状況と対策について伺う。 (2) 民間建物の調査研究について伺う。 2. 開放教室の設置について 太宰府南小学校で開放教室の設置が行われたが、他の小学校へは今後どのように進められるのか伺う。
6	清水章一 (13)	1. 太宰府遺産である「古代防衛施設水城跡」を世界遺産に登録できないか (1) 九州国立博物館長の提言の内容と市の受け止め方について伺う。 (2) 世界遺産への可能性と今後の取り組みについて伺う。 2. 機構改革について (1) たびたび機構組織が変更されているがその考え方について伺う。 (2) 機構改革をすることによってどのような効果があったのか。また、7月1日の変更でどのような効果を求めているのか伺う。 (3) 職員や市民の反応について伺う。 3. アスベスト対策について (1) アスベストが社会的な大きな問題になっているが、本市においての対応と対策について伺う。

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番 片井智鶴枝 議員	2番 力丸義行 議員
3番 後藤邦晴 議員	4番 橋本健 議員
5番 中林宗樹 議員	6番 門田直樹 議員
7番 不老光幸 議員	8番 渡邊美穂 議員
9番 大田勝義 議員	10番 安部啓治 議員
11番 山路一恵 議員	12番 小柳道枝 議員
13番 清水章一 議員	14番 佐伯修 議員
15番 安部陽 議員	16番 田川武茂 議員
17番 福廣和美 議員	18番 岡部茂夫 議員
19番 武藤哲志 議員	20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(30名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
地域振興課長	大藪勝一	まちづくり企画課長	木村和美
観光課長	木村甚治	環境課長	武藤三郎
福祉課長	新納照文	まちづくり技術 開発課長	大江田洋
上下水道課長	宮原勝美	施設課長	轟満
教務課長	井上和雄	学校教育課長	花田正信
文化財課長	齋藤廣之	建設課都市開発係長	井上均

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	花田敏浩

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

本定例会での一般質問通告書は12名から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日と明日それぞれ6人の割り振りでまいりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 今回の一般質問の通告は、今後の職員採用について市長に回答を求めます。

平成16年度決算で、類似団体比較では、人件費は22.9%に対し、太宰府市は16%と低い方となっておりますが、職務区分の内容として、部長、局長、課長、館長、参事の管理職は、7、8、9級職の職員は113名、全体の30%、係長、主査は、5、6級職は164名、43%、主事、主事補は、1、2、3級職は23%で、太宰府市の職員構成は部長から係長職の241名の管理職的構成は63%と多く、一般職が少ないところに今後の行政運営に問題が発生すると考えられます。

太宰府市の過去10年間の職員採用は、平成11年、平成12年、平成17年は職員採用はなく、7年間で53名採用されていますが、今後の10年間の定年退職予定者は136人となっていて、人口増加を考えると、毎年13名以上の職員採用が必要と考えられます。

憲法第15条、地方自治法17条、18条に基づく職員採用任命権限が太宰府市長にあり、19条、20条採用方法または28条2項の退職補充に対して今後どのように職員採用を考えているか、まず回答ください。

次に、民間企業は、営業、技術、事務系と職務分担は幅広くありませんが、地方公務員の仕事は、わかりやすく言えば議会、総務、企画、選挙、戸籍、住民基本台帳、民生福祉、環境衛生、商工、土木、教育、国保、老人介護、上下水道等の行政実務に対し総合企画を行い、住民に直接かかわる自治行政業務を行うために、市民負担の少ない財政確保を行い、事業を実施す

るなど、住民福祉の成果を上げる責務があります。そのためには、資質や力量の経験年数が必要と考えられますが、市職員は3年から5年と人事異動などあり、どの課でも対応できるようになるまでに教育やその期間はどのくらいが必要か回答いただきたい。

最後に、職員採用年度計画を考えているのか。採用する場合は、地方公務員法19条、20条の基準がありますが、採用年齢の引き上げや各分野の企業での就業経験など考慮する考えはないか、最後に回答いただきたいと思います。

回答に対する質疑は自席で行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 市長からの回答ということで求められておりますけども、まず私の方から前段で回答をさせていただきます。

ご質問の職員の採用計画についてでございますけども、本市におきましては長引く景気の低迷、少子・高齢化あるいは都市基盤の整備、自然災害への対応などなど行政課題は山積みしておりますが、まずは行政のスリム化を図ることが市民の理解を得る上でも重要であるというふうに認識いたしております。三位一体の改革の中でこの「民間でできるものは民間に」との考え方については、今後ますます拡大していくと思っておりますし、本市においては団塊の世代の大量退職も2年後から始まってまいります。これらを十分に踏まえた上で、適正な人員の確保に努めていかなければならないというふうに考えております。

ご質問の職員の採用計画につきましては、現在、定員の適正化計画が平成17年度で今あるのは終了しますので、その見直しを行っているところでございまして、この中で明らかにしていきたいというふうに考えております。

次に、採用後の職員としての資質と力量についてでございますけども、これはそのレベルをどこに置かかということによって変わってまいりますけども、新規採用職員については、鉄は熱いうちに打てというふうに言いますが、新規採用職員の研修については前期と後期に分けて延べ3週間にわたって実施をいたしております。そのほかにメンター制度といたしまして、お兄さん制度みたいな形で指導者をつけたり、あるいはひとつ新人職員ですけども、太宰府市の市長になった気持ちで政策課題研究を別途に取り組みせて、相当の時間をかけて研修を行っております。1年目から相当な資質、力量は備わっているのではないかとこのように考えております。

しかしながら、行政執務能力を上げるには、武藤議員さんが言われますように2回あるいは3回なりの異動、そのくらいのそれなりの時間が、あるいは経験が必要ではないかとこのように私自身考えております。

次に、民間企業の就労経験がある者の職員の採用についてでございますが、現在でも数名の経験者がおりますけども、即戦力あるいは民間のノウハウを持つ人材を確保していくことについては、市民サービスの向上につながっていくというふうに考えております。

また、一番最初にご指摘のありますように、本市職員のアンバランスな年齢構成が問題にな

っております。上膨れといいますかね、そういうようなご指摘がっておりますけども、そのフラット化の問題も今後解決しなければいけないというふうに考えておまして、そのためには受験資格の基準の見直し、つまり年齢を引き上げたりというようなこと、あるいは専門的な技術を持つ職員の任用、任期つき採用、例えば3年間だけその事務を担わせるというような、そういう導入も今後考えていきたいというふうに考えまして、今後は多様な任用、勤務形態も考えていこうと、そういうふうに現在思っているところでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この太宰府市の職員構成を決算書に基づいて一般会計から特別会計、等級別に出してみました。そうすると、はっきり言って採用されて年数の少ない職員と、経験のある部分の構成比を出してみますと、係長以上の職員総数が職員の全体の60%を超えるという状態は、まずあなた方は認識されておりますか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これは管理職というような形の、実際に管理職の業務を行っている部分と、あるいはポストがないためにある程度の能力がある方についての職の処遇と、そういうこともございまして、その辺が年齢構成がアンバランスになって、本来本当に課長、係長として活躍されるべき人たちがほかの処遇で管理職の管理的な業務を行っている。ただ、実際的にはやはり能力は高いですけども、管理的な業務につかれてないというような形態もあります。それが先ほどから何度も言いますように、職員構成のアンバランスということで、今後10年間でそれこそ100名近くの方がやめていくという形になりますので、定期的な人数の採用の確保、そういうことをしながらフラット化をしていかなければいけないということがこの状態からもわかるということでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、その地方自治法の32条で、やはりその上司の命に従うというこの地方自治法がありますが、やはり管理職が多くて下がいないという問題は、現実に数字として出てきているわけですね。このことを私はあなた方は認めますかと私がまず言っているんです。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど言いましたように、本来部下がいる管理職と、あるいは職務の対応上、参事制度というようなものを設けて、職員の待遇上設けている組織と2つございまして、そういうふうに部下がない、いないけれども勤務能力が高い者についての位置づけというものをしていることは理解しております。だから、部下がいなくて職務能力が高いので、管理職相当の保証をしていると、そういうことは認識いたしております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 定員適正化計画ということで三位一体、あなたが今答弁されましたが、職員採用してないために、早く言えば管理職が多くなって下がいないという状況が出てき

たと。しかも、適正化計画の中で3年職員を採用していないと。こういう状況の中で、あなた方も議会の論争の中でおられますけど、今日までいろんな課によってやはり職務を身につけてきてやってきたという経過があるんですが、こういう職員採用もある一定行わないことには、臨時嘱託、委託職員じゃあはっきり言って一時的な宣誓をさせても、職務権限はないですよ。そのことは間違いありません。やはり地方公務員としての憲法第15条というのがあって、公務員として採用された者の権限と臨時嘱託、委託では違うという、このことは間違いありません。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 職務の内容については、やはり正職と臨時職員、これは職務の権限等については違いがございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、一番心配するのはですね、やはり先ほども言いましたように、企業の場合は営業があり、事務系がありですね、技術系がありますが、地方公共団体の仕事というのは大変な仕事だと思いますよ。議会に出す予算にしてもそうですが、予算編成、それからその間に企画をし執行していく、あらゆる分野にこう広がってきているわけですね。そういうその部分の要求される中で、今の段階ではよその自治体、太宰府市と同じ財政規模の自治体と比べても大変人件費は低いということは事実です。よその自治体よりも高いというならばともかく低い、その上に職員採用していかない、そして管理職が増える。そうすると、先ほども言いましたように、136人の早く言えば管理職が退職していくわけですが、10年間で。一番多いときには27名も退職する時期があるんですね。10年たったときにはそこにおられるのは1人か2人じゃないでしょうか。だから、どういうふうにやはり育てていくのかと、公務員としてですね。だから、民間企業であれば営業職で採用する、事務職で採用する、技術職という、そんなに幅広くありませんが、行政職員そう簡単にいきませんよ。今部長から回答いただきましたが、研修が3回程度で指導者を置いてと言うけど、やはり今この地方自治体の職員ほど民間以上に能力が求められていく、どうサービスをしていくのか、それからどの課に変わってもどうしていくのかという問題があると思うんですね。だから、平成17年度でこの定員適正化計画が終わりますが、平成18年度以降の部分について少なくとも今までの退職者と差し引いても、今後退職者の補充、だからどうするのか。毎年やはり採用していきながら、しかも育てていくという責任が行政にあるんじゃないですかと。このことについて、採用問題については具体的に回答しておりませんが、少なくともそれなりに、過去見ますと平成7年に10名、それから平成8年に11名採用した経過がありますが、その後この10年の間全く採用してないのも3年ありますし、2人採用したのが平成15年ですか、こういう状況ですが、もうあと3年しますと一挙にそこに座っている方19名、管理職も退職が近づいてまいりますが、こういう状況の中で採用計画は平成17年の段階ではありますが、平成18年、平成19年、平成20年はどのように考えられておるんですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これは民間企業でも同じですけども、昨日もNHKテレビで技術の後継者をつくるというのが何かNHKの特集でやっておりましたけども、2007年問題というふうに言われていまして、ちょうど私がその先頭ぐらいに立つんだろと思いますが、あと2年ぐらいますと、ご指摘のとおり10名あるいは15名あるいは二十何名というふうにやめてまいります。それまでは、太宰府市の退職者が私の前は1人ぐらいしかいません。その前が来年は2人ぐらいたらうと思いますが、それぐらいです。いよいよ2007年問題の方から大量退職が出てまいります。公務員制度が変わりましたのが、年金制度が63あるいは65歳からしか満額支給できないということから、再任用制度というのが設けられていまして、この再任用制度が先輩として後輩に引き継いでいける期間が民間と違って設けられるのかなというふうに考えておりました、その再任用制度を考えながら、職員の採用についてもフラット化していきたい。例えば、今370名ぐらいますから、これが二十歳ぐらいから採用されますと、約40年ぐらい働きます。そうしますと、8人、9人、そのぐらいをずっと採用あるいは退職を繰り返すと、フラット化になるというふうな目安です。現定数をどうするのかという問題がありますけども、そういうことでしますと、この時期に二十何名やめるから二十何名採用するということじゃなくて、何とかフラット化して後の方々に引き継ぐべきじゃないかなというふうに考えておりました、そういうことも考えながら、今計画づくりを行っておりますので、市的にはそういうふうなことで計画ができて上がるんじゃないかというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） その再任用については理解はいたします。今のその政府の年金の給付についてがですね、当然今の昭和16年以前の人と、それから昭和20年、昭和21年の人については、65歳しか年金が受給できないように改悪されたために、退職した後については年金給付ができないということもよくわかりますが、この再任用の問題と職員採用の問題とは別の問題じゃないでしょうか。はっきり言って1人の退職者の補充はやはり、その新規採用されたからといって、初任給というのは幾らですか、太宰府の初任給は、基本給。退職者と初任給の格差はどのぐらいありますか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 年間ベースで約500万円ぐらい減になると思います。400万円から500万円ぐらいですね。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、その行政職としてですね、はっきり言って基本給だけでも初任給の給与と退職者の給与でははっきり言って大変な格差があると。だから、やはり退職補充は当然やっていかないことには、やはり問題の解決にはならないでしょうと。先ほど言いましたように、職員にかわる臨時や嘱託や委託職員がおりますけども、仕事はどんどん入ってくる、決裁能力はない。そういう一切太宰府市の業務を民間に委託するわけにはいかないわけで

しょう。その辺で具体的に今後136人10年間で退職すれば、退職した人のはっきり言って賃金は2人分に該当するんですよ、単純に言うんですけどね。再任用分をはっきり外してですよ。再任用された方がやはり月曜から金曜までという、しかもその交通費もない、期末手当もない、ほんのわずかな金額で再任用で働いているんですよ。だから、そういう状況を再任用者で対応していくと言うけど、そこに職員はどんどん少なくなってくる、仕事は増えてくる。先ほども言いましたように、太宰府の業務だけでも40近くあるんですよ。その40の仕事をややはりその課その課にやはり経験を積んでいっていただかなきゃならない。管理職だけでは対応できないという問題もあるでしょう。だから、採用計画については、やはり退職者を補充をしていく、定数は決められているんですから、その定数を割りよることについて、ほかの自治体よりも基準が高いからとは言っているんじゃないんですよ。ほかの自治体、平均類似団体よりも大変低い、その上に採用しない、今までしてないと。そのために退職者は多くなってくるわ、今から先の職員を育てていくという責任は、法律上先ほど私が説明したように、採用権限として法律上市長が持つてるわけですから、だから憲法15条から17条、18条、19条、20条、こういうこの権限は行政としてどうするんですかということ言ってるわけですよ。

先ほどからは総務部長と、人事関係は総務、助役の部分ですが、ある一定助役、今私と部長との質問内容を聞いていただいておっです、今後退職者はどんどん増えるわ、採用はしないわ、定員割れしてるわという問題はどうか、まず助役の考え方をお聞きしましょう。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 大変だいま武藤議員の方から行政運営上の職員配置定数等のご意見、ありがたいご意見だというふうに思っております。私どもこの行政運営をしていきます前提といたしまして、絶えず命題として思っておりますのは、最少の経費で最大の効果、これを目途として今行政運営をいたしております。職員数が類似団体に比較し低いというふうなことについての少ないというふうなご指摘もございまして。そのとおりだと思っております。これは、私どもは国に先んじて先人の先輩たち含めて行政改革に取り組み今日に至った経緯だというふうに思っております。庁舎内に入りますと、総合案内から市長車運転業務あるいは学校の調理業務あるいは保育所、あるいは事務的な内容の細部に至るまで外部委託をいたしております。

それからもう一つ、特筆がありますのは、昭和40年代あるいは昭和50年代と今と比較しますと、事務のありようが異なってきたというようなことです。以前は今のようにOA機器というふうなものが今ほど発達しておりませんでした。大量反復作業等についても、そろばんあるいは職員の手作業によって行ってきておった経緯がございまして。それがOA機器等大量反復作業等については、そういった機械を導入して今日まで行ってきております。現時点におきましての会議につきましてもペーパーレスと、紙をなくす、複写をなくす、私どもの今の会議のあり方等についても、そういった機械を持ち込んでの即コピーでありますとか、そういった製本を省くと、そのことについては何を意味するかといいますと、職員数が今までそれにかかわっておった者がほかの分野に転化できると、あるいは省力化したというふうなこと、そういった効

果がやはりないと、従前と同じような形の中で1対1の補充をすれば、この費用対効果はないだろうというふうに思っております。そういった分野を私どもはまだ財政上は厳しゅうございますけれども、この状況等も脱皮するための措置も行っております。起債残高も非常に多いというふうなことから、そういったことを少なくしていくというふうな取り組みも行っております。そういったところから行政運営をきちっとやっております、職員数が少ないのはそういった状況です。

それからもう一つは、その部分が民間委託費でありますとか、物件費、賃金の方に向けているのもございます。総体として考えて職員、適正な職員等については私どもは今後とも採用はいたします。計画的な採用はいたします。適正な人員についての必要に応じて採用していくというふうな基本の考え方でございます。

武藤議員のそういうふうに総務部長とのやりとりの中で大変ありがたい言葉だと思いますけれども、そういった基本の考え方がございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、市長の提案や予算審議の中で行政として努力をして、今年度大変お金がないと、財政的にも厳しいという形で議会にも相談があり、私ども議会としても財政を理解をして、できるだけ議会関係も含めて、また行政もですが、そのときに臨時、嘱託をやはり少なくして、6,634万8,000円本年度は減額をしたと報告を受けました。そういう努力は認めますが、先ほど言いますように、臨時、嘱託ではやはり住民に憲法上責任を持つことはできないと。こういう状況の中で採用計画も平成17年で終わりますので、来年からどうするのかと。今もよその自治体と見て、春日市、大野城市やこの4市の中で一番、人口の関係もあるかもしれませんが、筑紫野市は500名以上の職員がおる、春日市もそうなんです、こういう状況の中で今後人口が増えていく中でね、逆に管理職機構が多くて、やはり一番窓口を接する一般職が少ない問題点が今この太宰府に出てきましたよと。このままずっといくと大変なことになるよという、選挙で立候補の数が足らなくて、どっかにやったという話がありますが、そういう状況は地方自治体じゃ通用しませんからね。だから、今後採用計画について、時間も私は今回はとらないというふうにしておりましたが、助役、総務部長との質疑の内容を今市長聞いておられてですね、当然職員が136名もこの10年間で間違いなく、その間も自主退職もあるでしょうし、そういう状況の中で採用をどのようにやっていくのか。

それから、総務部長からも回答はいただきましたが、やはり今OA機器なんかが入ってきたり、それから自治体に求められる内容は大きく変わってきましたが、やはり採用は年齢をある一定余裕を持つというか、大学卒業して1年以内ですよじゃなくて、30歳とかですね、企業経験のある部分とか、そういう状況まで採用を年齢を考慮する、こういう状況も含めて総括的に市長から回答をいただきたいと思いますが。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 市町村の行政、もちろん憲法あるいは地方自治法、市の固有事務というのは確固としてあるわけございまして、そのため市民のサービスあるいは福祉の増進等々の業務は当然行政でやるべきでございます。しかしながら、市民の皆さんの声を率直に聞いた場合、市の行政、いわゆる効率化の問題、あるいは市の職員は多いんじゃないかという声も聞きます。そしてまた、行政の効率的なサービスの問題等々につきまして、職員の給料体系につきましても、新聞報道等を見ましてもいろいろの声を聞くわけでございます。我々は最少の経費で最大の効果を上げる、このことで今一生懸命努力いたしておりますと同時に、21世紀を見た地方分権の時代、そしてその分権を受けた市町村の地方自治体のあり方等々も抜本的に意識を改革しなくてはならない時代だと思っております。職員の構成、これはもちろん行政のスムーズな、そしてサービスを低下させない行政運営のための基本は、やはり職員も必要なことはもちろんでございます。そういう意味で部長、助役が答弁しましたように、いろいろ将来計画を見通しながら、今いろいろ検討をいたしておるところでございます。

また、その採用計画につきましても、今までは地方公務員法という法律で職員の採用計画あるいは身分保障とも非常に厳しい法律の規制があったわけでございますが、これにつきましても中央官庁あるいは市町村につきましても、公務員の身分制度等、大きな改革が言われております。そういう意味も含めまして、地方は地方としていわゆる企画能力、また分権にこたえ得る人材の育成等々、今後とも努力いたしますと同時に、今武藤議員ご指摘の等々については、十分参酌しながら、本市の行政が低下しないように、また市民サービスが低下しないように十分配慮してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、具体的にその計画もしていただきたい。職員が多いという市長の答弁がありました。太宰府市の職員は多いんじゃないかと、退職者が今後増えますよと、その退職者をどう補充するんですかと。それと同時に、退職した後の職員をどう教育していったら、あらゆる分野で市民のニーズにこたえられるようにするのかどうか。それから、職員の給与については、はっきり言って昇給が停止されたでしょう。はっきり言って55歳以上の人はもう上がらないようになったんですから、そして給与は引き下げられているんですから、はっきり言って今の職員の公務員に対してこの不況の中で一番給与は引き下げられる、こういう状況というのは現実にあるわけで、やはり地方自治体の仕事としてすべきこと、やはりそういう責任があるわけですから、早急にこの採用計画をですね、明らかにする、職員をどのように確保して今後の太宰府の7万市民の要求にこたえられる行政実務をやっていくかはですね、大きな課題だと思いますし、早急に、平成17年度で計画が終了しましたが、平成18年以降、平成26年までの総合計画をですね、ぜひ明らかにしていただく。そう簡単に育つもんじゃありませんから、あなた方がそこに座っとるのに20年、30年かかったんでしょう。入ったばかりの主事を呼んできて、私どもの質問に答えられますか。そういうのはできないでしょう。やはり皆さん

がどの課に行ってもどんな状況で、あの厳しい財政の中で行政をやっているわけですから、それはやはり経験ですよ。その経験者がいなくなるということを早目に察知しないと、かえって行政というのは大変な損失になるということを私最後に申し添えて、質問を終わります。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、1番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

〔1番 片井智鶴枝議員 登壇〕

1番（片井智鶴枝議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、2項目につき質問させていただきます。

さきに行われました衆議院議員選挙は、政権与党であります自民党の圧倒的勝利に終わりました。その政策の是非はおきまして、一部の大手企業では収益が上向き、景気は着実に回復基調にあるとはいえ、中小企業や庶民の暮らしはまだ先行きが見えない閉塞感の中、これまでの派閥政治や利益誘導型政治を変え、改革を推し進めてほしいという切実な民意が大きく働いた結果であったとも言えるのではないのでしょうか。

では、この改革という観点から、1点目として入札、契約における透明性、公平性と市のかかり方についてお尋ねをいたします。

国や地方自治体が行う入札制度において、公共事業の受注をめぐる談合や不正は後を絶ちません。一般的に談合があったのかどうかを示す基準は、工事などの予定価格、いわゆる見積価格に対してどれくらいの価格で落札されたのかという数字、すなわち落札率が95%以上とされています。しかしながら、この目安とされる95%以上の落札率でも全国多くの自治体が工事を受注しているのが現状です。

このような現状を改善するため積極的な改革に取り組んでいる長野県では、平成15年度において195億円の予算が節約されたとしています。このほか、入札制度改革を進めている宮城県、横浜市などにおいても効果が数字となって顕著にあらわれています。

さて、国、市などの地方自治体が行う事務用品などの調達から公共事業に至るまで、その過程は適正かつ公正な手続で進められなければなりません。さらに、納税者に対しては、自分たちが納めた税金がどのような手続で使われているのかという透明度、自分たちの納めた税金が恣意的、すなわち個人的な主観が一切入ることのないような予算配分や入札制度の客観性などが示されなければなりません。

国は平成12年、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の規定に基づき、ガイドラインを設けました。その中で透明性の確保、情報の公表、第三者の意見を適切に反映する方策を講ずる、談合への発注者への関与の防止、公共工事のダンピングの防止、不良、不適格業者の排除など細かい規定を盛り込みました。

一方、入札制度改革において、国、地方の厳しい財政状況により公共投資が削減されている中、公共工事に関してはその受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増

するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せなどによる公共工事の品質低下に関する懸念が顕著になっています。

このように、現在の入札制度においては様々な課題が指摘されていますが、国の指針などを受け太宰府市の現状はどうなのか、次の3点についてお尋ねをいたします。

指名競争入札、一般競争入札において入札から契約に至るまでの手順。

ホームページなどでの情報公開を今後どこまで進めていくのか。

一般競争入札、電子入札導入など、今後制度の見直しがなされるのかどうか。

以上ご回答をお願いいたします。

次、2項目めは、観光戦略とまちづくりについてお尋ねいたします。

1点目は、JR太宰府駅新設と看護学校跡地を活用した西地区のまちづくりについてであります。

長年の夢でありました国立博物館の開館を間近に控え、多くの期待が膨らみます。市においてもこの博物館の開館をにらんで策定したまると博物館構想に基づき、様々な事業が展開されているところです。さらに、総合的なまちづくりを進める観点から、「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」を作成し、市内の地域づくりの方向性を示しています。その「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」の中にも、JR太宰府駅の新設が盛り込まれていますが、この駅が予定されている西地区は、区画整理事業によりまちの様相はさま変わりし、市街化が進んでいる地域であると言えます。また、市内唯一人口増が望める地域でもあります。そのような西地区に予定されている新駅の設置は、太宰府市の西の玄関口としてもたらず経済的な波及効果はもとより、総合的なまちづくりの観点からも大きな意義あることだと考えます。しかしながら一方、その実現には厳しい財政事情など多くのハードルがあり、困難な事業であると言えます。

では、ここで次の2点につきお尋ねをいたします。

JR太宰府駅実現に向けての協議が現在なされているのかどうか。

西地区の今後のまちづくりとも大きく関係してくる看護学校跡地の今後の具体的な活用計画はどうなのか。

以上ご回答をお願いいたします。

次に、通過型観光から滞在型観光への転換を目指した観光、交流拠点としてのホテル誘致についてお尋ねいたします。

天満宮をはじめとして政庁跡、観世音寺など多数の歴史的な史跡地を抱えた太宰府市には、年間600万人近くの観光客が訪れています。さらに、10月の国立博物館の開館をにらみ、旅行会社のバスツアー企画も新聞紙上ににぎわせるようになりました。国博の開館はこれまでの観光のあり方を見直し、観光産業の振興を目指す絶好の機会だと考えています。市においても観光戦略に多額の資金を投じて太宰府の魅力を売り出そうと懸命な努力がなされているところです。

では、ここで次の3点についてお尋ねいたします。

まず1点目は、宿泊施設に関して観光客からどのような要望があるのか、その把握している現状について。

2点目は、これまで宿泊施設の誘致が検討されたことがあるのかどうか。

3点目は、各地を訪問した観光宣伝隊などの観光案内で一番関心を向けるのはどのようなことか。

以上、ご回答を各項目ごとをお願いいたします。

以下、再質問については自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、1点目の指名競争入札と一般競争入札について、入札から契約に至るまでの手順についてご回答申し上げます。

本市におきましては、工事請負業者を決定する方法としまして、指名競争入札を採用いたしております。事業を行う課において設計図書及び工事費の積み上げの金額なんですけども、行った後起工を行います。そして、工事の金額によりまして、指名競争入札の参加者選考委員会において業者の決定を行います。入札執行においては、仕様書の配布をその業者に行います。そして、現場の説明を行いまして入札会を開催し、落札業者と請負契約の締結を行ってまいります。そういうような手順で行っております。

2点目の情報公開につきましては、平成16年9月から工事の発注見通し及び入札情報としまして、指名業者、それから入札者、入札金額、落札者、落札した金額について市のホームページで公開をいたしております。また、平成16年9月からは、1年間の工事の発注見通し、1年間にどういう工事を行いますよというようなことも随時行っておりまして、今後とも情報公開の観点から必要があれば随時ホームページに公開をしていきたいと、そういうふうに考えております。

3点目の一般競争入札につきましては、この制度を導入することによりまして、自由競争になるというようなことがあります。いろいろな利点もございます。反面、業者の体力勝負という面も出てまいりまして、太宰府市では市内業者の育成というふうな観点があります。そういうような市内業者の育成の観点からしますと、全面的にそれを行いますと、市内業者の受注がかなわないと、そういうことも考えられております。そういうことで、いずれそういうような体制づくりをしなければいけないということで、現在建設工事の成績評価制度を導入いたします。これはどういうことかといいますと、工事をきれいに、あるいは安価にいろんな改良をしてやった場合、点数をつけていくということです。点数をつけることによりまして、例えばAランク、Bランク、Cランクということで工事の金額に応じて業者が指名に参加できる制度がございます。よく努力すればできるだけAに近い方に指名されるような、そういう努力ができるようなシステムを今実行しておりまして、そういうような自助努力をお願いしております。そして、体力をつけていただいた上で一般的な自由競争に入っていただくと、そういうふうに考えております。

現時点での導入時期は平成22年に全国的に電子入札というのが導入される予定です。全国一斉にやるということになりますと、設計図面を何部つくったらいいかかわらないですね。配布しなきゃなりませんから。それ相当に大きな費用がかかりますので、電子入札ですと皆さんがパソコンから引き出せるという形の制度になりますと、そういうことができるようになります。そういうことを考えまして、この制度が導入される平成22年度ぐらいに、あわせて一般競争入札も導入していきたいなど。その場合にも地元の業者が参加できるような制度もあわせて入れていかなければいけないのかなと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 今のご説明で平成22年からこの制度の改革ということを知ったんですけども、かなり先の話だなと思いましたが。今この入札制度の改革は、多くの自治体で進んでいるんですけども、それでお尋ねしたいんですけども、一般的に、入札日までに業者同士が顔を合わせる回数が多いほど談合が起きやすいと言われていています。今ご説明の中に、現場説明会というものがありましたけども、現場説明会が1回ですね。この後何回顔を合わせるのか。

それと、見積内訳明細書、これは業者がその金額を、入札価格を出すための根拠となるものなんですけど、この提出は業者に義務づけられているのでしょうか。

2 点お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 仕様書の配布あるいは現場説明というのがありますけども、これはもうこの1回でございます。あとは入札で、それに基づいて業者がそれぞれ設計の内容に応じて金額を出してきまして、入札会場で入札をするということになります。

それから、入札ですから、事前に見積もりをとるとか、そういうことじゃなくて、例えば A、B、C の業者が一斉に投票箱に入札書を入れて、それで入札をするということでございますので、あなた幾ら入れたのというようなことはその中では聞けない状態になっています。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 今のご説明によりますと、見積書の内訳明細書の提出も義務づけられてないということなんですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 落札者が落札の金額を出したときに、その内訳書をとってるかということですかね、金額の。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 落札ではなくて入札のときになぜその金額を出したかといった根拠になる見積書が必要だと思うんですよね。そのことです。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） それはとっておりません。その金額で大丈夫だというようなことで皆さん入札されますので、ただ余り低い場合に、それで大丈夫かな、どういう製品を使ったのかと

というような検証が要る場合がありますが、それは落札後にその業者にその見積もりで私たちが希望している製品を使えるかどうかということ調べるために、見積もりの内容を聞く場合があります。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） これも、多くの自治体では見積内訳明細書というのはもう提出されるように改善されております。この明細書の提出も義務づけられずに、それと市がいろいろ発注する場合に予定価格、いわゆる見積価格というのがあるんですけども、これは入札の後にも前にも、市の場合発表されてないんですよ。これは市が予定した金額に対してどれくらいの経費が節減されたのかということも全く決める目安がないということになるんですけども、なぜこのように予定価格というのを公表されないのでしょうか。何が問題なのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今、予定価格を事前に公表している団体も出てまいっております。その状況を見ますと、予定価格にほとんど張りついた金額で落札されているというのが実情です。私もこれをしようかしないかというようなことで非常に議論をしました。全国的に95%以上で落札されてますというような片井議員さんの質問がございましたけども、私もはそれ以上では落札をしてない状況です。これを発表しますと、かなり高どまりになるということが大体私たちの今までの調査でわかっておりますので、踏み切らない方が市民のために安く請負をしていただくと、そういうふうな考えのもとに公表してないと、そういうふうな状況で今行っております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 落札率を公表しないことがいいとおっしゃってましたけども、この落札率が公表されないことには、本当に全く目安がないわけでありまして、何で入札制度の、質問をしたかということなんですけども、それは入札制度を改革することによって公共工事の落札率が低下し、予算が削減できるということが大きいんですよ。さきに述べました長野県のほか、宮城県、横須賀市、八戸市、松阪市などでは入札制度改革により平均10%落札率が低下しています。その金額はつかんでおりませんが、億単位の削減になるんじゃないかと思えます。ちなみに、太宰府市はこれ全く根拠がないので、何を根拠にするかということはあるんですけども、落札率が10%低下したとしますと、平成16年度の投資的経費は50億円になりますので、これはいわゆる建設工事や災害の復旧工事になりますけども、単純な計算で5億円の削減になります。これはあくまでも単純な計算なんですけども、またある試算によれば、公共工事の落札率が全国で10%低下すると、国、地方合わせて年間約2兆円の節約がなされるとなっております。

ところで、今後太宰府市において、高齢化社会や子育て支援などへの対応には多くの予算が必要となり、この対策には本当に待たないところなんですけども、この公共工事の契約を行う入札制度が改善されないまま、ほかの予算が削減されているのは何か矛盾というか、大き

なところで一方では多額のお金が出、そして市民などへのわずかな何万円の補助金は削減され、ちょっと矛盾があるんじゃないかと思うんですけども、なぜこの入札制度改革、こんなに結果が明らかに数字が出てるのに、何が原因で制度の改革ができないのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私どもなりの改革はしているつもりでございますが、このご指摘の長野県ですかね、恐らく一般競争入札をしているのではないかなというふうな気がします。一般競争入札をしますと、全国的に応募がありますので、やはりかなりダンピングをしてでもとろうというような業者がありますので、そういうのがあると思います。この一般競争入札をしている団体を見ますと、大体金額的に10億円前後ぐらい以上の大きな工事についてはやっているようです。例えば大きな話をしますと、日本政府が発注する工事については、例えば国博のような200億円ぐらいの工事については、世界的に一般競争入札しなさいとかです、そういうふうな取り決めがあるようございまして、私どもではなかなかそのような大きな金額の入札はございません。大体1億円以上あるという場合が年に2本か3本ぐらいという形で、ほとんどもう小さな工事しかやっておりますので、それが一般競争入札になじむのかなあというようなこと、それから一般競争入札をしますと、仕様書を何枚つくっていいかわかりませんので、先ほど言いましたように電子入札という形にしなければいけません。そうすると、今度は電子入札制度のコンピューターの構築工事が非常に高価な費用になってまいります。だれが本当に入札したのかという認証システムとか、そういうのがございまして、太宰府市が定めた認証システムに応じて全国の業者がそのパソコンのシステムを構築しなければいけない、そういうようなことがございますので、平成22年ぐらいには全国統一したようなシステムを入れて、そして各業者がそのシステムに加われば、どこの市町村あるいは県、国でも入札できるようなシステムづくりをしようということで、ちょっと時間がかかっているようですが、そういうことになれば業者の負担もないし、あるいは太宰府市もパソコンのそういうふうなシステムの構築の費用についても共通なシステムですから、安く上がるんじゃないかと。今までどおりにしますとやはり億の金がかかるというふうになんて言われていまして、そういうところもあってなかなか一般競争入札に踏み切れてないと。大きな県、市あたりが少しずつやっているという状況でございます。

いずれにしても、私ども落札の工事契約がかなり見積もりから10%とは言いませんけども、下回るような金額で今のところ推移してますので、そういう状況で今後もずっと続けていきたいと、そういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 先ほど、市内業者の育成ということを聞きましたけども、市内業者のやっぱりいろんな技術の育成をするのは当然のことですけれども、そのことと予定価格を公表しないということは全然関係がないと思うんですけども、そのこととちょっとおかしいと私は思います。それで、この制度を改革するには、億単位のお金がかかるとおっしゃってま

したけども、その電子入札を導入する前の制度として今ここ数年で、郵便入札制度というのが取り入れられているんですね。これは九州では長崎市が最初に導入して、宗像市、大分市もこの制度を利用しています。この制度のメリットは、入札日に業者が集まる必要もなく、業者や行政側の負担も少なくなっております。それと、何よりも談合防止に効果があるとされています。やはり今の市の入札の経過で、その中でやはり業者と市の職員の接触する回数というのが多くなったら、やはり例えば予定価格が漏れたりですね、そういう心配も出てくると思うんですけども、こういうような郵便入札制度というのは、そんなに巨額の費用もかかりませんけれども、そのような制度の研究とかはなされてないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 工法はいろいろあると思いますけども、例えば私ども一番心配するのは、職員との接触で工事の金額を教えるとかですね、そういうことを非常に危惧しております。これは絶対にあってはいけないというふうに考えてますし、もう接触もしないように考えています。そこで、入札するときにはですね、1度入札会場に皆さんを、業者を集めて1回入札させます。そして、させた後に責任者が集まって別室で予定価格を決めます。ですから、もうだれかに入札予定価格を聞けないようなシステムを今つくり上げています。そして、その価格を決めて、私どもはこっちに戻ってまいりまして、一緒に開封するという、ですからだれも責任を負わないでいいように事前に予定価格がわかるような、あるいは事前に決めるようなことはしないで、一遍入札された後に決めると、そういうふうなシステムをつくっておりますので、そういうことはもう絶対はないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 先ほども職員の方のご苦労というのを聞きましたけども、この談合とか、こういう予定価格の漏えいですね、こういったことは一企業とか一個人の社会的な道義的責任というのは問われると思いますけども、その前に談合が起きないようにシステムをつくることの方が先だと思うんですよ。それが入札制度改革と思うんですけども、そうじゃないとあと5年後でしたかね、導入と、その間に、もしかしたら公共工事の予算が高どまり、すなわちそれは税のむだ遣いになると思うんですよ。ですから、そういうことをもう少し試算するか、そういった前向きな改革はなされないんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今、談合防止のためには、いろんな談合をしているという情報がもしあったとします。その場合には新しくこの二、三年前からですね、談合の防止に対する談合情報マニュアルというのをつくっております、もしそういうふうなことが市内あるいはよそで集まっているんな会合があっている、そういう情報があつた場合には、この談合情報マニュアルによりまして上級官庁まで届け出る、調査をして届け出るというようなことまでいたしております。例えば、ガセネタといいますか、ちょっと間違った情報でもですね、こういうふうに談合情報がありましたということであれば、必ず調査をするという形にして、こういう情報があ

って調査した結果がどうでしたよということを公正取引委員会に報告するというようにしております。そういうことができないようなシステムをつくり上げております。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 質問の中で私はホームページでの情報の公開ということも聞きましたけども、ホームページの中で入札契約というのを見ていただきましたら、全国どの自治体も大体最初のページにその情報が載ってるわけですね。それで、太宰府市の情報よりもかなり大きな情報量になっております。

それと、入札制度改革も本当にいろんな市が真剣に取り組んでいまして、太宰府市が、これから財政状況が好転する材料が見つからない中で、やはり経費の削減をしていく中で、先ほど武藤議員の質問にもありましたけども、人件費などかそういったところにばかりですね、例えば委託職員だとか、そういった本当に一番弱いところの人にその影響が行くよりも、先ほど言いました投資的経費ですかね、50億円、この金額のところでも少しでも予算を浮かせることになったら、その後の効果が大きいと思うんです。ですから、会計法の規定ではですね、この一般競争入札が原則となっております。指名競争入札というのは、これ例外的な取り扱いらしいんですね。ただ、全国的に指名競争入札というのがあってきた現状がっておりますけども、この入札制度をできるだけ早急に改革していただいて、市の、本当にここまで悪化した市の財政の立て直しのためにもぜひ導入を検討いただきますよう強く要望して、この質問を終わりたいと思います。

議長（村山弘行議員） ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

~~~~~

再開 午前11時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） それでは、2 項目めについてご回答いたします。

まず、仮称ではございますけども、JR 太宰府駅の新設と看護学校跡地を有効に活用した西地区のまちづくりについてでございますけども、佐野東地区におきましては、JR 太宰府駅を中心に本市の西の玄関口として整備をするということにいたしております。しかしながら、さきの3 月議会におきまして、災害復旧事業を最優先課題として全力を挙げて取り組んでいるということで、現段階におきましては、財政計画や周辺のまちづくりの熟度の高まりなどを見きわめながら進めてまいりますとご回答をいたしておりました。その後におきましては、今日まで特に具体的な進展はございませんけども、JR 太宰府駅の設置とその周辺のまちづくりにつきましては、一体のものとして整備をしていく必要があるというふうに認識をいたしております。今後もこの財政計画あるいは整備の見直しなども十分検討し、明らかになった時点で早急に取りかかっていきたいというふうに考えております。

次に、県立看護専門学校跡地の有効利用につきましては、まずストックの活用という観点から、既存の建物2棟を譲り受けるという方向で現在福岡県と協議を進めているところでございます。

なお、暫定的な利用といたしましては、社会教育施設などを考えておりますが、周辺のまちづくりを含めた跡地全体の利用についてさらに詰めていく必要があるというふうに考えております。

次に、観光戦略についてご回答を申し上げます。

まず、質問の本市での宿泊に関しましてでございますけれども、本市の観光協会や観光課などには問い合わせが来るあっておりまして、温泉の有無あるいは近隣を含めた宿泊施設を紹介してほしいと、いろいろ内容はございます。しかしながら、特に市内の宿泊施設につきましては、ご承知のとおり国民年金保養センターあるいは大栄研修センター、そしてゲストハウス太宰府、B & Bますやと、この4施設のみしかございまして、いわゆる一般的なイメージの宿泊観光地としての本市を紹介するのは難しく、特に宿泊につきましては太宰府観光協会に加盟をいただいております筑紫野市のホテルなどを紹介しているのが現状でございます。

次に、宿泊施設の誘致につきましては、市として過去におきましても積極的な誘致活動は行っておりませんが、以前、幾つかの問い合わせ等がございました。しかしながら、昨今のこの経済情勢からして、現在こうした動きはございませんけれども、間もなく九州国立博物館も開館することもありまして、本市が目指します滞在型観光という一つの手法として、機会あるごとにこの誘致活動は行っていく必要があるというふうには思います。

3点目の本市への関心度についてでございますけれども、これまでの観光プロモーションと申しますのは、修学旅行の誘致を主体に行っておりました。特に、本市の観光協会あるいは県の観光連盟、そして福岡市などと一体となって誘致活動を行っておりますけれども、その中で特に旅行社や学校側の方からは、太宰府では何が体験できますかと、この体験というテーマでよく質問を受けます。つまり個人、団体あるいは修学旅行を問わず、従来の見物主体だけの観光ではなくて、様々な体験をする、あるいは名産を味わうというふうな、いわゆる体で感じられる目的地が求められているというふうに思います。九州国立博物館も観光面では確かに大きな中核施設にはなると考えておりますけれども、博物館をPRすることはもとより、太宰府だからこそ体験できる旅のメニューあるいはまちの魅力などを提供しながら、今後観光客を増やす工夫あるいは仕掛けなどを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 仮称のJR太宰府駅についてですが、今のところ財政的な実情ではなかなか実現は困難ではないかということなんですけれども、これは、看護学校跡地が3,000坪ありまして、この部分とJR太宰府駅の近辺までを総合的にやはりこれから考えていく必要があると思うんですよね。JR太宰府駅ができる前に社会教育施設ができるとか、そういうことの

ないように、将来的な人口予測とか財政面での予測をされて、一体化としたまちとしてしてほしいと思います。

それで、JR太宰府駅の実現に向けてなんですけども、これは市独自の財源では無理ではないかと思うんですよね。その際、皆さんもご存じだと思いますけども、民間活力を利用しましたPFIですね。それとかまちづくり公募債、それとかこれは最近NHKのテレビでもあっておりましたけども、今不動産ファンドというのがかなり活気を帯びてまして、福岡の方ではビルが何十億円単位で実は売買されているんですよね。その一番売買されている魅力は何かといいますと、一番の魅力は鉄道沿線ですね。鉄道沿線、それと福岡なんかは便がいいところということで、そういうことで、やはり鉄道があるところの沿線というのは、こういう投資家にとってはすごく魅力があるところではないかと思います。

調べましたら、昨年度PFI事業を使った事業が全国で37件ありまして、それには図書館、あと市の庁舎ですね、それとかまちづくりの再開発の計画とか様々ありますので、そういったものをいろいろいろいろ考えながら、できるだけ太宰府市の財源の負担が少なくなるような方法でぜひ実現に向けてやっていってほしいと思います。

それと、観光のことでお尋ねいたしますけども、観光客からの要望ということなんですけども、私も観光協会などでちょっとお聞きしたんですけども、まずですね、これは本当に私もびっくりしたんですけども、九州以外で東北とか北海道から来る方は、太宰府が福岡の県庁所在地だと思っている方がいらっしゃるんですよ。ですから、太宰府に実際来て、アクセスが悪いのと狭いのと、何でそうなんですかということで、そういう不満があったということなんですよね。それとまた、福岡市にサラリーマンが仕事、出張で来まして、その後浮いた時間を二、三時間つくって何人かで訪れる方が多いとかですね、いろいろその太宰府に来る層というのはかなりいろんな範囲になっております。

それで、その中で不満はですね、宿泊施設がないということはかなり多いということですね。それと、参道のお店が早く閉まるので、何とかできないかという不満もあるということでした。それと、やはり空港からのアクセスですね。このことも不満として挙げられておりました。

それと、私がいろいろ調査していく中で一番びっくりしたのは、韓国、中国からの、アジアからのツアー客がかなり増加しておりまして、8月を例にとりますと、1日に訪れた観光バス24台中のうち21台は外国から訪れたツアーということになります。ということは、国も観光立国ということで、観光でやはりいろんなそれで経済を活性化したいということを考えておりますので、やはりこれは福岡だけとか、日本だけにとらわれず、大きな目でやっていただきたいと思います。

それで、実はこれは市も今いろいろパンフレットをつくって本当にいろいろいろいろとやっておりますけども、実はどちらかといったら、計画とかプランとかの方にすごくお金がかかり過ぎて、一番肝心の地元を訪れる観光客のニーズを把握していないのではないかと思うんです

よ。それで、これまで市が大々的に観光客に対して実情を実態調査をしたことがあるのでしょうか。そのことについてお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 市が独自で直接観光客にアンケート調査をしたという事実はございませんが、やはり観光協会の方で何度かされたという報告は聞いております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） これは、何の場面でも言えることなんですけども、やはりそこに来る人が何を求めて来るのか、やはりそういったことをとらえないと成り立たないと思うんですよね。ですから、やはり太宰府市はこれ国博ができたということは本当大きな契機になります。国博そのものが太宰府市に直接的に経済的な波及はもたらしませんが、国博があるということでやはり大きな魅力となりますので、ぜひ観光客の実態調査、その聞き込み調査をやって、どういうことを求めているかということ調査してほしいと思います。

それと、この太宰府市には年間観光客が582万人ぐらい訪れておりますけども、そのうち宿泊客は1年間で1万6,000人です。これは単純な計算をしますと一月当たり1,300人ですね。これを近隣で比べてみますと、隣の大野城市には39万人が観光に訪れておりますけども、同じ1万6,000人ですね。それと、あと旧福岡、津屋崎町、この両方が2万2,000人ということで、太宰府市はそれにも近づかないような数字になっております。これはやはり宿泊施設がないということがやっぱり大きな原因だと思うんですよね。ですから、宿泊施設をやはり誘致することを考えてもいいんじゃないかと思っておりますけども。

私、今太宰府発見塾ということで太宰府の歴史の勉強をさせていただいておりますけども、この塾は大変な人気がありまして、応募者が多かったもんですから、私も抽せんで選ばれたところです。それで、本当に活気がある塾なんですけども、それを見まして、今後太宰府市が目指すべき方向というのを私なりに考えてみたんですけども、確かに修学旅行とかいろんなツアー客が来ますけども、本当にスローライフといいますか、時間をゆっくり楽しんで、本物のよさを見つけて歴史を探訪するという、そういう世代にやはり焦点を当てるには、本格的な高級ホテルですね。太宰府市には本格的な高級ホテルがやっぱり似つかわしいと思うんですよ。ご存じだと思いますけども、大宰府政庁というのは外国から訪れた使節をもてなす、賓客を接待するというのが大きな役割だったと聞いております。このような太宰府市に食事もできて音楽会を、生演奏を聞きながらグラスを傾けるとか、それとか学会の誘致、そんないろいろなことが考えられるんですけども、市長にお尋ねしたいんですけども、このような本当に日本有数のホテルがもしできたとする、市長はそういうホテルを利用したいと思っておりますかどうか、そのあたりをちょっとお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今、本市の観光行政についていろいろお尋ねでございますが、我々いたしましたも、太宰府市の将来のビジョンとして観光都市としてのあり方を考えておるわけでござ

います。今までは天満宮中心の観光客、年間650万人という客でございますが、その経済効果等々につきましても、もっともっと市としては考えなくちゃならない。幸い、本年の10月15日に国立博物館ができます。この開館を迎え、国立博物館後の本市の観光のあり方、今いろいろの形で研究をいたしておるところでございます。今ご指摘の一つのネックでございます宿泊施設がない、これは本市としても観光の大きな痛手でございますが、それにつきましてもいろいろ大きなホテルを誘致したらどうかというようなご提言もあるようでございますが、等々もいろいろアンテナを張っておるわけでございますが、今ご承知のようなリゾート開発についても一つの落ち込みがございますし、今観光につきましても非常に温泉ブームでございます。したがって、今後の観光客のあり方、いわゆる修学旅行等で来た今日までの観光旅行から、いわゆる小グループあるいは体験型の観光客等々の旅行のあり方も変わっておるわけでございまして、単なる名所旧跡を見て回るだけではない、新しい観光のあり方等も十分研究してまいりたいと思うところでございます。

いずれにいたしましても、国立博物館開館後、また本市が持っております壮大な歴史遺産等々も含めて、まるごと博物館まちづくりの一つの構想の中にもそれを含んだ観光行政を進めてまいりたい、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 市長がおっしゃいましたように、リゾートホテルとかの開発型のホテルというのは、これからは環境破壊の上からも決してよくない。やっぱりそれは太宰府にはふさわしくないと思いますが、やはり環境を破壊しない、それもホテルの誘致が観光客のためではなくて、市民も一緒に歓迎して、それで太宰府のまちづくりと一緒に考えてくれるような、そういうふうなホテルの誘致を市民と一緒に考えながらやはりやっていかないと、地域住民の生活を破壊して、環境を破壊してやはりホテルだけが商売としてやっていくというのは、これからはやはりこれは長続きしませんし、太宰府にはやっぱりその必要はないと思います。

今、本当に国も観光客を増やそうということで大きな政策に挙げてまして、九州の知事をはじめとしていろいろ経済界、財界の方が九州観光推進機構というのを掲げておりまして、九州は一つということで観光客を取り込もうとしております。それで、韓国の方で福岡で知ってることを聞いたら、太宰府というのが5番目になってるんですね。ですから、太宰府の知名度というのは私たちが思っているよりもやはりありまして、何とかこの太宰府のよさを満喫していただいて、やはり本当にゆっくりとした時間を過ごしていただく、そのためにもやはり観光、それもグレードの高いホテルを誘致するという事は、私はこれはホテル誘致がやっぱり市民にとっても歓迎されるのではないかと思います。

ちなみに、一応ホテルをやっていくためのその宿泊者が、部屋にどのくらい泊まったらいいのかというのは、大体採算性がとれるのは70%だということです。70%ということは、太宰府市に訪れる観光客の方から試算しますと、十分やっていけるのではないかと思います。

やはりこの観光づくりといいましてもですね、もちろん職員もそうですけども、市長自らやはりいろんなところに行って太宰府をアピールする必要があると思うんですけども、例えばこの前国民文化祭で、太宰府市には多数の国民がいろんなところから訪れたんですけども、例えば太宰府市賞とか、そういうのを設けて、漢詩大会とか、俳句じゃなくて和歌ですね、そういったものを今後して太宰府に来る人たちを一人でも多く呼ぶようなこともどうかと思いますけども、そういったことを市長これから、太宰府市長賞っていう形で全国的にそういった大会、通用するような大会をするようなことに対して市長どのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今後の太宰府市の観光のあり方でございますが、ご承知のように名所旧跡を見て回るだけじゃなくて、太宰府をもっとよく知っていただく、そしてもう一度訪ねてみたい、そういう雰囲気が大変大切だろうと思います。そういう意味で、我々といたしましては、単なる知名度は、これは太宰府という知名度は全国的に非常に高い知名度でございます。したがって、この太宰府という地への観光客の関心は非常に高うございますが、お見えになっても通過型観光では、本市のプラスにはなっていないというのが現状でございます。いかにしてこれを全国からのお客さんを増やすことと同時に、もう少し滞在していただく、言うなれば宿泊もしていただきたいと、これが観光の大きなポイントになるんじゃないかと思っております。

したがって、国立博物館があれば国立博物館で行われますいろいろな特別展等のイベントはございます。と同時に、文化祭等々で全国から漢詩大会等々、本市が中心になってその大会があったわけでございますが、こういう大会、これ全国規模で太宰府で年次的にやっていただけないかと、そういう要望等々もございます。と同時に、今年の秋行われますねりんピック2005でございますが、これも全国の皆さんが本市におきましてはウオーキング大会がございます。全国から見えます参加者に対しては、市民挙げて歓迎を申し上げたいと同時に、毎年この大会を全国規模でやってくれないかと、そういう要望等もあるわけでございます。いかに観光客に来ていただく、再度来ていただく、何回も来ていただく、そういう努力を今後とも十分頑張ってもらいたいと思うところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） まるごと博物館構想ですね、このことは施設、いろんな施設、ハードな施設をつくることではなくて、まち全体がやはり整備されたきれいな通りとか、そういうところでなければならぬと思うんですけども。現実的には、街路樹がかなり枯れたり、雑草が生い茂ったりして、ここが博物館のあるまちとはとても言えないような現状がありますので、やっぱりそういった本当隅々まで、太宰府市は、やはり博物館があるにふさわしいまちだと言われるようなことも必要じゃないかと思えます。

それと、まるごと博物館構想というのがどうしても市民の間に周知されておりませんので、

市民を巻き込んで、それとか小学校、中学校にも、その意味がわかるようなことをやっていた  
だいて、全部で国博のあるまちづくりをしていくようにしていただけたらと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

次に、15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

マナー・ルールで快適なまち太宰府をつくる、生活環境の条例制定ができないか。

今日の環境問題は、社会経済活動により大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活となり、環  
境の破壊に起因する部分が多くなっております。様々な環境問題を解決するためには、ライフ  
スタイルそのものを見直さなければならないと思うわけであります。したがって、私は身  
近な生活環境問題に絞って質問をいたします。

いよいよ来月10月16日から待ちに待った九州国立博物館がオープンいたします。また、高齢  
者を中心としたスポーツや文化の祭典ねんりんピックが福岡県で開催され、太宰府市ではウオ  
ークラリー交流大会が11月13日日曜日に開催されます。このねんりんピックに日本全国から約  
50万人のたくさんの皆様がお見えになります。

しかしながら、最近のまち中はあちこちでビニール袋をはじめいろいろなごみの散乱、放置  
自転車、空き瓶、空き缶等の散乱や犬猫のふんに出くわします。このようなまちづくりで博物  
館の開館を迎えられるのかと思うときに、非常に残念な気持ちでいっぱいです。

私は、本年3月議会で、畜犬の愛護及び管理に関する条例で、いろいろなペットのあり方に  
伴う飼い主のマナーのあり方などで条例の見直しができないかと指摘したところでもありま  
す。したがって、身近な環境問題を私たち市民、事業者、太宰府市がそれぞれの立場で責  
務を果たすため、参加し協力すべき時期が到来したのではないかと思います。すなわち自らの  
生活環境は自分らで守る、この精神が必要ではないでしょうか。

私は、この国立博物館の開館を前に、思い切ったマナーのあり方、ルールのあり方、すなわ  
ち身近な生活環境を検討すべきと思います。この環境問題に出くわし、いろいろな資料を調査  
しましたところ、私の考えと同じ考えで福岡市において快適なまちづくりについて制定されて  
おります。これを紹介し、問題提起として、福岡市の人に優しく安全で快適なまち福岡をつく  
る条例の前文を読んで参考にしたいと思います。

福岡市は、2,000年にわたる悠久の歴史と伝統の中で築かれてきたまちである。そこには、  
歴史と伝統にはぐくまれた自治と進取の精神があり、先人によって守られてきた豊かな自然と  
市民の生活環境がある。

この自治と進取の精神を尊び、福岡市をより人に優しく安全で快適なまちにし、それを次の  
世代に引き継いでいくことは、先人からこのまちを引き継いだ福岡市に住み、働き、集うすべ  
ての人々の責務である。また、次代を担う子どもたちが、社会生活上のルールを守る責任感、

社会性及び公共心を身につけるためには、他人を思いやる心と郷土福岡を誇りに思う心をはぐくむことが重要である。

そのため、福岡市は市民とともに、人に優しく安全で快適な生活環境を守るため、自転車の放置防止、ピンクチラシなどの屋外広告物対策、空き缶やたばこなどの散乱防止等の諸施策を実施してきた。しかしながら、公共の場を利用する人々のモラルの低下やマナーの欠如などにより、生活環境の改善の効果は余り上がっていない。

生活環境の悪化は、そこに住み、働き、集う人々の心を荒廃させ、市民の自治意識を後退させるばかりでなく、ひいてはコミュニティの崩壊、犯罪、少年非行の増加や都市活力の衰退といった深刻な事態までつながりかねない。

今こそ、私たち福岡市民は、自分たちのまちは自分たちでつくるという住民自治の精神に立ち返り、その力を結集して、人が生き生きと暮らし活躍する「自治都市福岡」を目指し、主体的に行動を起こすときであり、ここに人に優しく安全で快適なまち福岡をつくることを宣言し、その実現のため、総力を挙げて取り組んでいくことを誓うものである。

このように、人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例が、今までの種々の条例を網羅した生活密着の新しい観点から決意表明がなされております。

このような動きは各自治体でも検討され、特にたばこの路上禁煙地区の条例が各大都市で実施されたことは目新しいことでもあります。また、シンガポールでは、外国人旅行者であろうと国民であるとを問わず、違反者には罰金が科せられます。このように、社会経済の発展に伴い、国、各都市においてマナーについていろいろと行政のあり方、条例等の見直しが行われております。

本市におきましても、環境基本計画推進要綱をはじめ畜犬条例などいろいろな条例がありますが、現在の条例、規則では実施面において、また罰則面においていろいろな観点から少し甘い規則等ではないかと思われまます。したがいまして、現在の社会環境、生活環境、教育環境から見て、ぜひとも見直しをして、安全で快適な住みよいまち太宰府をつくるため、身近な生活環境対策に取り組むため、マナー・ルールで快適なまち太宰府をつくる生活環境の条例制定ができないか、その見解を伺います。

今回の九州国立博物館のボランティアには、約900人近くの応募がありました。太宰府市でも元気な高齢者の優秀な高齢者の方がたくさんおられますし、大学もたくさんあります。予算がなければ市民の皆様にご質問してみたいかとも思います。

また、この方たちの方が誇りを持ってボランティア活動ができるようなムードづくりとして、この際（仮称）生活環境指導員の腕章をつけるなどして権限を持たせるなど考えられないか、検討すべき課題と思いがいかなものか、伺います。

私は、観光都市として、また住民の快適で安心して住めるまちづくりのために、ボランティア活動をはじめ市民の市民による市民のためのまちづくりをぜひとも総合的に検討されるべきと思います。

あとは自席にて再質問をいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 福岡市の人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例のような条例制定ができないかというご質問についてですが、本市におきましては、空き缶等の散乱防止やポイ捨て禁止の条例、また犬のふんの放置を禁止した条例などは制定しているものの、ご指摘のとおり、実際には市内の至るところで不法投棄がされたごみやポイ捨てされたごみなどが見られます。これらを防止していくためには、その監視体制を強化していくことも考えられますが、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担えるような体制づくりをし、一体となって環境美化に対する取り組みを行うことによって、その防止に向けたモラルの向上を図ることが一番大切であると考えております。

現在、市では地域美化推進事業補助金の交付やボランティア清掃活動に対するごみ袋の配布、回収などを行っていますが、このような制度にさらなる検討を加え、市民や事業者が積極的に参加でき、その中から生活環境に対するモラルの向上が図られるような制度とし、生活環境問題について市民全員がかかわりを持つことができる制度にしていくことが急務であると考えております。

次に、ボランティア活動についての考え方がありますが、現在も様々なボランティア団体が美化活動などを行っており、行政といたしましてはそれらを積極的に支援していくことが大切であると考えております。ご指摘がありました生活環境指導員でございますが、福岡市をはじめといたしまして、筑紫地区におきましても美化推進等を目的として、市から委嘱された環境推進委員の制度がございます。また先般、筑紫地区防犯協会と筑紫野警察署とで地域防犯活動への市民ボランティア活動として地域に広げるついで隊を創設しており、これらを参考にしながら本市の方式を検討し、ボランティア活動との連携も図れる制度といたしまして、市民自らが市民の住みよいまちづくりが行われるような制度となるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今、回答をいただきましたが、今のところ体制づくりが大事だということでございますが、今現在、条例も3つ4つ、今部長が言われたように、あることはあるんですね。しかしながら、それが守られてないから見直して、やはり新しい体制でそういうことができないかということでございますが、その点の見解はどうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まずは今できることを体制づくりの中で進めていこうというのが先ほどの答弁でございます。今出ております条例の制定につきましては、もう少し広い意味で今検討されておりますような防犯におけるところのまちづくり、安全・安心まちづくり、あるいはひいていきますと地域コミュニティづくりがずっと浸透していきますならば、こうした

条例ができなくても、本来でありましたらそれぞれが自分たちの住んでるまちを美しくしていこうというような部分につながっていくのではないかというふうに思っておるわけでございます。そうした部分で、総合的な観点から条例の制定を考えていくという上におきましては、若干の時間が必要かと思いますので、今あります、今できることは先ほど申し上げているようなことが考えられるのじゃないかと、それをまずもって推進をしていくことが今大事なことでなかろうかというふうに考えまして、ご答弁申し上げた次第でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今の回答はよくわかることはわかるんですね。しかしながら、これが守られてないからやはり新しい見方で、総合的なまちづくりというものを検討すべきではないかと。やっぱり一步前進させんと、社会が変わってきておりますからね。そういうことでこういう条例の新しい見方での制定はできないかということ言ってるわけですけど、すぐということじゃないけれども、今から検討、前向きに検討していただいて、やはり市民が住みやすいまちづくりにはどうしたらいいかということに頭を切りかえていただいて、やはりぜひともこれは推進すべきと私は思うわけですが、その点の見解を。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど出ております福岡市の条例が平成14年12月19日から動いております。条例ができる前とできた後がどういうふうに変わってきたのかという部分をまず調査をさせたいというふうに思っております。それで、そうした部分の中を受けまして、この人に優しい安全で快適なまちというような部分を含めると、もう少し広い意味で、先ほども申し上げておりますような防犯の視点でありますとか、そういうふうなものを総合的な形で検討した方が、より効果があるのかなというふうに思っておりますので、検討することは検討はしてまいりますので、それはもう少し広い意味での検討を今考えておるということございまして、それも検討するという部分につきましては、若干の時間が要りますから、今できることを先ほど申し上げておりますような形の中で進めていながら、福岡市の成果も、どういうふうに変わってきたかという成果も分析をさせていただきながら、太宰府に合った条例はどのような条例がいいのかという部分については、若干の時間が必要ではなかろうかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今の回答を見ますと、前向きにいくんじゃないかというふうなニュアンスを覚えますので、ひとつ時間はかけても福岡市よりもいい条例をつくっていただきたいと思っております。

私、最近、天神の方をずっと見て回りますと、くわえたばこだとか、そういうことはなくなってしまっておりますね、やはり。そういうふうで、やはり住民意識というのはそういうこと

をやはりできたばかりだからそういう意識がみんな強いのかもわかりません。年月がたつとまた廃れていくかも知れませんが、やはりその都度広報することによって、いいまちができるんじゃないかなと思いますので、条例制定に向けて頑張ってくださいことを期待しております。

それから、ボランティアについて。

ボランティアの、私もいろいろ調べましたら、高齢者の方やはり90種類くらいあるんですね、90種類くらい。それで、それによっていろいろあるわけですが、先ほどのまちづくりには防犯あるいは清掃、両方兼ねたようなこと、いろいろそういうボランティアもあると思うんですね。ここで私、今の回答よくわかるわけですが、教育、私の近くは学校が、小学校と高等学校とあるわけです。そして、あそこが通学路になったり、それからまた草が生えたりしているものですから、かなりの犬の散歩道にもなると。それからもう一つは、今回感じたのは、台風が吹きましているんなやはり古い木が大分落とされたわけですね。そしたら、やはりそこに住んでいる人だけが掃除をします。私とうとう清掃の方に行きまして、ボランティア袋をいただきに行きましたら、気持ちよく、区長さんとの連携も取りましてやったわけですが、そういうふうでやはりそういう突発的な袋が要ったりする場合もあるわけですね。ボランティアの方に、どういう団体あるか知りませんが、そういうボランティア袋は渡してあるわけですかね、どんなでしょうか。

議長（村山弘行議員） 答弁につきましては再開後にお願いいたします。ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時01分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ボランティア清掃に係るごみ袋の配布につきましては、ボランティア活動団体あるいは区長さん等から計画書等を提出していただきまして、その都度配布しております。ちなみに、平成16年度のボランティア袋の引き渡しの状況ですが、可燃、不燃合わせましてトータルで4万3,854を出しておるようでございまして、これは6月の環境美化強調月間、12月のクリーンデー、行政区、今ご質問出ておりますボランティア団体といたしましては、可燃、不燃合わせまして3,284のボランティア袋を使われまして、多くの方にボランティアとして参加していただきながら、市内の美しいまちづくりについてご協力をいただいております。ということが現状でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今ボランティア袋がそういうボランティアされる方にも出してあると

いうことを聞きまして安心しました。

それから、ちょっと先ほど回答の中でついで隊と言われましたかね。それも私もなかなかいい言葉だなあと思いながら聞きますけれども、これはやはり清掃される方のボランティアの美化運動してあるようなそういう人、あるいは防犯というようなこと、それから今小学生やらが帰るときにやはり腕章をつけてある、何ていいますかね、学童指導員か何か、そういう方たちも含まれてそういうついで隊というものにされるのかどうか、ちょっとその点、構想についてお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど申し上げましたついで隊という部分はですね、先ほど言いましたように、筑紫野警察署と筑紫地区の防犯協会とが合同で地域防犯活動という市民ボランティアを今募ってありまして、みんなでつくろう安心のまち、そげん大したことじゃなか、散歩のついで隊とかというような、そういうふうな部分で実際今ボランティアを募ってあるわけですね。こういうものを参考にしながら、先ほど問題提起されておりますような美化活動等も、わざわざ構えて、そのためにだけにということじゃなく、何かのついでに、あるいは散歩のついでにたばこを捨るとか、あるいはごみを捨るとかというような、そういう活動をしておるといような腕章か何かをつけてですね、そういう腕章が市内全域で幾つもそういう方が出てまいりますと、大きな効果があらわれるのかなというようなものも含めまして、そういうものも視野に入れて、検討の中に入れて、先ほど出ているような生活環境問題についての市民全員がかかわりを持つことができる制度をどうつくっていくのかという一つの参考例でございますので、そういうものも参考にさせていただいて、そういう制度を実現していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） できるだけそういう総合的なボランティアをされるような方式をとられることを希望いたします。

ただ、ここで一つ警察署あたりがどう考えておるのかわかりませんが、注意して、例えばポイ捨てされて、あら、あなたはいかんですよと言ったときに、殴りかかったり、いろいろそういうことについての注意事項と言ったらおかしいけれども、そういう問題についてはどういう処理かなんか、そういう問題点、警察との協議はあっておりましようかね。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） どの程度の部分で、状況等にもよりましようけども、具体的に何かそういうふうな形で例えばそういうふうな部分について行動を起こすということで、そういう問題が発生するということが想像されましたら、当然のことながら所管の警察署等とも協議をさせていただいて、そして何ていいますかね、美しいまち太宰府、国博のあるまち太宰府という市民の意識の高揚が一番大事ではなかるうかというふうに思うわけですね。だから、そ

う部分の中で自らがそういう形になってくるように、人から言われてするという部分じゃなく、自らがそういうふうになれるような仕掛けを行政としてどうやっていくのかというのが課題ではなからうかなというふうに思っておりますので、そうしたいろいろなそういうふうな事件等々の発生が予想されるような制度の導入につきましては、当然のことながら筑紫野警察署と十分に合議をしながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ぜひともそういうようなボランティアシステムができることを祈念いたします。

それから、ちょっと最後になりますけど、教育関係で環境教育ですか、そういうことで今の私の近所が小学校、高校があるものですから、やはりこうポイ捨て的なこと、それからマナーが悪い部分がよく見受けられるわけです。それで、私どもが小学生のときやら、今度特に気づいたのは、今から先運動会始まって、運動場へちょっと昨日かね、見に行きましたら、まだ木の葉が散らかったりいろいろ、そこでやっぱり運動会の練習をしていると。私たちが清掃するときには、ほうきの目が見えないと先輩から怒られよったというふうな記憶があるわけですけど、今そういう掃除の仕方はさせないで、ちょっと遊び半分のような清掃の仕方が多いわけですね。昨日ちょっとテレビ見てましたら、東区の小学生がシジミガイを川に投げ込んで環境を美化するというようなことで出ておったわけですが、それに対して子どもさんはすぐにごみを散らしたらいかなあというように感じましたというような感想まで出ているわけですね。現在のそういう小・中学生に対する環境教育というか、どのような清掃あるいはそういうものに対するの教育というか指導がなされておるのか、ちょっと経験深い教育長さんにひとつお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 非常に幅広い質問ですので、簡単に答えにくい面もありますけど、できるだけ概略化しながら答えさせてもらいたいと思います。

環境教育といった場合は、普通広い意味でとらえますので、例えば総合学習みたいな場を使って課題を持って行うとか、また各教科に分かれて、例えば理科なんか非常に関係深いんですが、行うとか、また学校行事等の行事で行うとか、そして道徳なんかで考え方として行うというようなことをやったりしておるのが事実でございます。

それから、先ほどシジミガイの話が出てまいりましたけれども、例えば安部議員の近くの太宰府小学校あたりでは御笠川を使って、いろいろな環境の状況、例えば上流と中流と下流の状況によって川が違うとか、それからどんなふうに影響を与えるかということで、環境をきれいにしていこうとか、また実際に御笠川をきれいにするような作業とか、そういうようなことをやっておるところでございます。

それから、掃除につきましてはですが、学校としてはやはり整理整頓というのは非常に大事

な要素でありますし、きれいな環境で学習に取り組むという意味合いで掃除に取り組んでおりまして、例えば係活動とか生徒会活動、また先生たちの組織、時にはPTAの力をかりながらも、より掃除を徹底するようにしております。ただ、掃除につきましてはですね、例えば親さんの考え方も、例えば子どもに掃除をさせる必要があるのかというような考え方を含めた多様さとか、それから子どもの掃除とか草とりの体験の有無による多様さとか、ぞうきんの絞り方なんかを見ますときに、もうほとんどの子どもがきちっと絞れないというような状況であるとかですね、それから何もかにも子どもたちのことを親がしてあげるもんですから、自分でしようとしないうようなこととか、そういう、個人差はあるわけですけど、なかなか徹底して掃除しにくいという側面があるのは事実です。先生方も、師弟同業という言葉を使っているんですけど、一緒にするとか、それから分担しながら責任を持たせるというようなことを考えながら、より掃除を徹底するように、またそういう力をつけるように進めているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） どうもありがとうございました。こういうふうで身近な生活環境をよくするというので、当局におかれましては頑張ってくださいと思います。

これもちまして一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、6番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔6番 門田直樹議員 登壇〕

6番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

動画をやりとりできる第三世代携帯電話の急速な普及に伴い、携帯電話基地局の建設をめぐる住民の反対運動が各地で起こっており、中には訴訟にまで発展したのも幾つかあります。中継塔建設は県に建築確認申請をすればよく、市町村が計画を把握していなかったケースが多いようですが、この件につきまして太宰府市の場合どうなのか、2つお尋ねします。

まずは、市全体で携帯電話基地局中継局、いわゆる電波塔は幾つあるのかお答えください。

次に、計画段階のものも含めて、建設をめぐる住民の反対を受けたもの、つまりトラブルは何件発生したのか、把握されているものについて場所と経緯を具体的にお答えください。

電磁波が人体に対して及ぼす影響については、めまい、耳鳴り、不眠症から脳や生殖機能への影響、がんの発症まで関係を指摘されています。極めて微弱な電磁波であっても、長時間被曝すると人体に悪影響があると推測され、細胞からカルシウムイオンが流出したり、ホルモン分泌を抑制したり、染色体に異常を来す、これらががんや白血病の原因ではないかと推測されています。

WHOの依頼により当時の科学技術庁は、1999年から3か年計画で約350人の小児白血病患

者と約700人の健康な子どもを対象とし、日本で初めての全国規模の疫学調査を実施し、その結果、磁場4 mGで小児白血病発生リスクが2倍以上であることが明らかとなりました。水俣病やイタイタイ病、薬害エイズに狂牛病など数えても切りがありませんが、経済効率、利益優先や利便性の追求の陰に、主体となるべき人間そのものが無視され忘れられた結果ではないでしょうか。

今議会ではアスベストに関する一般質問も幾つかされるようですが、今電磁波問題は第2のアスベストと言われています。10年、20年たって市民に、特に今発育途中の子どもたちに影響があつてからでは遅いのです。

最初にも申しましたが、現在携帯電話基地局建設に関しては、問題があつたとしても、それをやめさせるような権限は自治体にはありません。中継塔は用途地域の制限もなく、第1種低層住居専用地域に50mの鉄塔を建てても違法ではありません。

これらの問題に対し、他の自治体では業者に対し近隣住民への事前説明や市への届け出を義務づける要綱や、トラブルが起きたときに市が仲介に入ることを定めた紛争予防条例を施行しているところもありますが、太宰府市ではどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせください。

以上、あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、ただいまのご質問について回答申し上げます。

中継塔基地局の申請関係は、電波法における基地局開設の免許の申請と、高さが15mを超える鉄塔は、建築基準法における建築確認、工作物の申請が必要でございます。申請を受け付ける九州通信局、それから那珂土木事務所とも近隣住民への説明は指導しているということですが、法的な規制はないということでございます。

本市についてでございますが、中継塔の建設に伴う住民の反対がありましたのは、つかんでおるところでは3件ほどでございます。1件は事前に建設計画がわかりましたので、事業所に近隣住民への説明を指導いたしたところでございます。建築確認の申請は、おっしゃいますとおり直接県に申請されますことから、事前に建設の計画を知ることができないのが現状でございます。しかしながら、携帯電話の事業者は、今のところ3社とつかんでおります。NTTドコモ、KDDI、ボーダフォンでございますことから、建設に対しましていち早く情報を入手しまして、本市といたしましても近隣住民への事前の説明の依頼等を事業者の方に指導するというところで努力していきたいというふうに考えております。

それから、ご質問の電波塔が市内に幾つあるかということでございますけども、今のところ7か所とつかんでおります。正確じゃないかもしれませんが、NTTドコモが青山、松川、北谷、それからボーダフォンが、実際は梅香苑団地の中ということで、高雄の方に1基、それからKDDIが国分に分かれて3基ということでしょうか、そういうふうにとらえておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 今、上でお聞きした分で、トラブルは3件反対があったということですが、この3件を指導する、説明するように指導されたというふうに今たしか伺ったんですが、その結果もう建設は取りやめられたんですかね、その会社は。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 今ちょっと流れがありまして、1つは一行政区に建てられるということであったけれども、やはり周り住民の反対があったということで、もう一つの行政区に検討されたということですが、そこもやっぱり住民のトラブルがございまして、今公園の方にどうかというような業者からの依頼があって、今業者とそのことについて協議中ということで、解決がついたということには至っておりません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） それとですね、最後の方にお聞きしたんですが、こういうふうな条例、他市は何らかの手だてが必要だということで、そういうふうな要綱とか条例を施行しているところがあるということをおっしゃったんですが、市ではどのようにお考えなのか、その辺はどうでしょうか、お答えください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 門田議員さんからも新聞の情報で提供がございまして、幾つかの自治体はそういうものをつくった、あるいは検討しているということでございます。私の方もNTTドコモと話し合う中で、いろんな紹介があった市、そういうところに幾つか聞いております。考えますに、最終的にはそういう指導要綱等つくりましても、最終的にそこのある程度民間の間での解決になるのかなというふうに理解しております。さきのマンション建設に伴ういろいろな住民反対運動がございまして、法律の範囲で許容されておれば、それを市の方がとめるということではできないところがございます。できるだけ説明して近隣住民の方にご理解していただくという方法しかないのかなというふうに考えております。まだいろんなそういう事業者にいろんな地域住民の要望等を加えて建設するとか、そういう条件闘争的な部分もございましょうけども、今のところ市も建築分に関しまして指導要綱がございまして、それもそういう意味も含めまして事業者の方に近隣住民によく説明、お話ししてくださいというような方針でいきたいと、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） おっしゃるとおりで、今の建築基準法とか、あるいは電波管理法ですね、電波管理法なんかにしても、もうただその体系をすみ分けるとか、そういったぐあいでありまして、いわゆる人体に対する健康被害ということは、もう全然最初からもう考えに入っていないわけですね。そういったところで携帯の会社の中で第三世代ということで、大変な競争があつてみたいですね。より消費者とすれば通りがいいものを当然選ぶと。だから、電波塔が

いっぱい要るんだと。第三世代は、今までのものに比べて情報量が多いだけ、届きにくいらしいですね。その分たくさん建てなければいけないと。今7か所というふうにお聞きしたんですけど、実際もっとあるような気がします。それとか、規模によると思うんですよね。もうでっかいのもあれば、何十mもあるのもあれば、何か上の電柱にフォークがついてるねと、ピッチと言われるようなものがあるし、あるいはそういうふうな資本というか、いっぱい持っているところでは、電柱にバンドをつけてですね、小さなアンテナがちょこちょこついています。あれなんか割と安心な気がするんですが、特に今問題と思うのはですね、下に出力装置、結構大きな増幅器といますかね、そういったものをつけたり、あるいはうまいこと隠したりしてるんですよね。そういったものは明らかに強い電磁波が出てるんじゃないかなと思うんですけど。

私、さっきから質問の中で、基地局と携帯局ということで、二通り言っておるんですが、余りよくわかりません。そういう業界用語みたいなところもあるみたいでして、イメージ的には基地局というのはかなりやはり大きな出力でやっているんだらうと。この次の中継というのはその名のとおり中継しているんだらうという、そんな感じなんですよ。

今日私この電磁波に関して、携帯電話の帯域というのは人体によくないというふうな話もありますので、そのことを聞きたいんですが、ちょっと携帯じゃないんですけど、昔あそこの石坂のところですね。変圧器、この前もちょっとお聞きしたんですが、変圧器があって、それのいわゆる住民に対する健康被害が問題になったことがあると聞いております。その後、それはいわゆる露出の形じゃなくて、建物の中に入ったわけですね。そのとき何かシールド、いわゆる電磁波が外に出さないような工夫というのはされたんでしょうかね。どちらにお聞きしたらよろしいのかな。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 済みません。ちょっとそのところは明確でございません。申しわけございません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 多分されているんだらう、防ぐ方法はあるみたいですが。ただ、問題になっているのは、そういうふうな例えば高圧線もそうですね。高圧線も当然高圧が流れてるんだから、電磁波、磁界が発生すると。アメリカなんかで言うと、1km以内は学校はおるか大体家建てちゃいかんとかという州もあるみたいですね。だけど、日本はそんなことは言っておれんと。そんなこと言ったらもう人間住む場所がなくなっちゃうということで、覚えてますわね。去年だったかな、ある集まり、防災の関係でほかの市に行ったときに、小学校の上、高圧線が通っているわけですね。何でわざわざこんなところにとったんですけど、それぐらい意識は低いということだと思います。

その電磁波の件ですけど、私も別に詳しいわけじゃないんですけど、子どものころ理科で勉強したんですけど、いわゆる電磁波ですから、球体表面積と同じようなもんで、距離の2乗に

反比例するわけですね。ですよ。だから、これが電波塔だとしたら、1mの人間と100mの人間は、この人がこの人の100倍じゃなくて1万倍ですよ。真下にいる人、1mにいる人と1km先にいる人は、1,000倍じゃなくて100万倍ですね。要するに2乗に反比例ですから、近づけば近づくほどもっと強くなるんですよ。要は、ある程度距離があって、そういうふうな利便性がいいというね、もう固定電話も要らん、これで十分という人もおられるでしょうけど、実際そこでこれできちゃった以上何十年もこれを24時間浴び続ける、この近くの人たちはじゃあどうなるんだと。ちょっと例えは悪いですけども、いわゆる火葬場とかごみ焼却場とかですね、大変な無理というかな、ご理解をいただいてそういうところに大変な自治体も努力をしてみたくらせてもらっているわけですよ。この業界というのは、いわゆる自分たちそれやらんと食っていかなというのわかります。そして、日本の経済においてもそういったことは必要かなと思いますけども、現実はまだ野放し状態で建ててるんですよ。

そして、私が、私国分に住んでおるんですが、ちょっと、私が直接あった例というのを言いたいんですが、ある日突然、門田さん知っとるなって、あそこ何か建つとうけどどうなるとるなって、すぐのところで見に行ったんですが、本当に一夜にして何かでっかいのが建ってるわけですよ。これ何ですかね、アンテナね、はあ、何のアンテナですかねというぐらいの感じだったんですよ。そして、業者もわかりまして、すぐにあんなものはのけてくださいと言ったら、今お話しされたとおりです。いや、もう大丈夫です、安心です、もう全然害はありません。これ読んでください、がばっともらったんですよ。読みました、難しいけど、ちんぷんかんぷんでしたけど、とにかく安心です安心ですと。政府が発行して、これ総務省ですね。総務省のこれも置いていきました。大方安心と書いてます。同時に、危険ですというのはこれの100倍ぐらいあります。本もあります。そういうふうな団体もあります。学者の分もあります。一生懸命目を通したんですが、はっきり言ってだれが、どなたがこういうのを精査、資料精査されても、一生懸命見たら危険だなあという感じは持たれると思います。感覚ですけどね、学者じゃありませんから。

どういうふうな建て方をされるかということ、とにかくいきなり建ててるんですよ。おとしは国分も水害で大きな影響を受けまして、電柱も折れて工事車両もしょっちゅう入ってたんですよ。それと一緒に建ててるんですよ。だから、いつ建てたのか全然わからなくて、見たらあれ何なのかなと。しかも、見るからに何かこうパワーがありそうなやつなんですよ。お願いしたけども、結局、いやもう一切引きませんと。最初は丁寧な言葉だったんですけどね、いやもう引きませんと。わかりました。じゃあ私たちはやっぱり反対しますということで、それからの住民運動になりました、自然とですね。そして、その過程でですね、いろいろ言い合い、やり合いもあって、私なんか告訴するとか、弁護士に相談しているとか、いろいろ、どうぞどうぞご自由にということで、そんな話をしてきたわけですよ。最後はですね、結局もう負けるんですよ、今のままじゃ。もう別に法律にかかるわけじゃない、条例にかかるわけじゃない。仕方ないんですよ。泣き寝入りするしかなかったけども、最後はですね、みんなでその地主さ

んをお願いをして、もう何とかお願いしますということで何とかわかっていただいたんですよ。契約結ばれていたみたいですけどね。しかし、やはり業者の説明がされなかったということで、撤去をしてもらいました。

そして、それから1年ちょうどたつかたたんかです、また今度は上に、今言われたうちの3社の一つですけども、これはもう今既にある分です。もう前から建ってるんですよ。前から建ってるピッチの中継局ですね。の隣にもう一本これは別の会社が建てる。そうすると、もうその隣の方がですね、もうこらえてくれと、いいかげんにしてくれということで、何か工事の準備がしてあったから、不安になって聞いてきたんですよ。調べたらそうだと。そこを管理している不動産に聞くと、いやもう全然問題ないと、不動産業者さんがそこまでわかるのか、おかしいんですけどね。じゃあですね、まずとにかくその地権者さん、あなたがそのお客さんであるところにちゃんとこういうふうな反対が今あってると、そういうことの意味をお伝えくださいと、はいわかりましたと言って、実際何にも伝えてなかったんですよ。そんなことだろうと思ってですね、上の方の会社に行きまして、要はですね、上の会社は絶対建てるんですよ。それで、それを下請業者にさせるわけですよ。下請業者はこれを、おまえそんなもん建てきらなかったらおまえんこ使わんぞみたいなもんだと思います。必死ですね、とにかくあらゆることでもうここ来て、夜討ち朝駆けじゃないですけどね、やっぱり来られて、私をお願いしたって仕方ないですよ。みんながですね、少なくともその半径100mの人がみんな別にいいと言われたらいいんじゃないですかという感じなんです、そしたらですね、市の方にも私何度かちょっと確認をさせていただいたんですけども、市にもそういうふうな、市の保安林ですね、いわゆるここがだめならここでいいんじゃないか、しかも保安林がちょうどいいわけですよ。高台から全体カバーできますから、そこに話を持っていくようなことでしたが、その前提となるのが、例えば県の方でも、いわゆる公共性があることが一番、それから住民の説明と理解があることみたいですけど、住民は全部説明しましたというのも、これも全部うそなんです。1軒1軒確認しました。本当、いいや全然、何かただ来られてあいさつしていかれましたよ、ただそれだけなんです。何ら住民のいわゆるそんな理解なんてないんですよ。ということで、結局ですね、それもそこをあきらめてもらいました。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですが、そういうふうな保安林ですね。実はこの業者はその後もまた来て、いわゆるある小学校の裏、山手に、あそこだったらどうですかと、私に聞いたってしょうないんだけど、あそこは保安林ですよと、恐らく、まず市が許可しないでしょうと、そういったことをですね。でも、公益性があるということで言ってきたときに、市はその使用を許可するかどうか、今お考えはどうなのか、お答えください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 公園、それから保安林、そういうものがどうかというようなことだろうと思いますけども、それぞれその存在する目的がございまして、それに該当しない範囲であればもちろんいいかなというふうに思います。保安林はやっぱり結構厳しい縛りがございます。

はっきりいけないとかというのは今のところそこまで法律をちょっと読んでおりませんが、厳しい縛りがあってそれぞれ目的があるから、余り軽々に許可ということにはならないのではないかというふうに思っております。公園にしましても、やっぱり公園の目的というのをごさしまして、人のたくさん集まるそういうところでございますからですね、そういうことで今、市の方もまだ確たる結論を出し切っていないのはそういうところがございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） まず、この業者が最初来たとき、あんた携帯持っとろうもんと言うんですよ。持ってますよと、なら電波塔が要るでしょうと、だからあなただっ必要じゃないですかと言うんですよ。だけど、いわゆるですね、こういうものが本当に必要なのかということもそれぞれ考えがあるでしょうけど、これが必要としてもですよ、少なくとも住宅地ですよ。通常固定電話があるわけですよ。私大体家じゃあ切っとるんですけども、そういうところで何でわざわざそういうものを建てないかとかというのが非常に疑問なんですね。もちろんPHSとかドコモ、これもですね、FOMAとか第三代とか、種類はいろいろ違って、いろいろ必要だということを聞くんですけども、この電波に対して、目に見えないということがやっぱり一番大きいですよ。同じような波で言ったら音波、音は波なんですけど、これ聞こえますね。簡単に認識ができる、人間。可視光も認識できますね、明るい、暗いとか、声が大きい、小さいとか、離れればいい。経験的に人間も動物ですから、近くでわあわあ、私なんか声大きいんですが、100m離れたら、大体だれの声でもそうは苦痛にはならないと思うんですよ。住宅前で、何かどこかの女性が何か嫌がらせか何か知りませんが、がんがんに鳴らしてとうとう逮捕されたのがありましたけど、あれが、あんな、人間じゃなくてあんなのがやっぱり宅地にあると思ってほしいんですよ。そこから目に見えないそういうものが来るといって非常に不安を持っております。電磁波というのいわゆる電離放射線と非電離放射線というものがあるみたいで、いわゆる我々の可視光から上と下に分けてるみたいですが、ちょうどこの携帯の帯域というのがすごく体にとっては悪いんじゃないかということも言われてるわけです。

今、これですね、教育現場でどうなのかということをお聞きしたいんですが、これが電磁波に関してですね。というのは、国分の文化ふれあい館にパソコンが置いてあります。これは前々から私言っとるんですが、あそこに子どもが群がってゲームをやっているんですよ。半端な時間じゃない。何度も書いて、もう一回延長延長で書き直して、もうずっとやっているんですよ。本を見るのは可視光で見るわけですね。人類がもうまだ猿とかそれ前の、何万年も何百万年も前からそういうふうな体ができ上がってきた、いわゆる可視光に対応するそういうふうな仕組みができ上がってきた。しかし、我々が見ているテレビ、昔からテレビに余り近づいちゃいけませんよと言われてたと思います。私も小さいころ言われた。別にそういうふうな科学的裏づけがどうこうじゃなくて、体験的に何かこれ悪いねということがわかってたんで

すよね、このテレビが出てきて何十年の間に。そして、今のパソコン、私もほとんど一日じゅうパソコンの前に座ってますけど、だけんおこりっぱいのかなと思うんですよ。それで、この距離が子どもの網膜に直接やっぱりそういうふうな電波というものが当たっていると思うんですね。波であり、かつ粒子であるとも考えられるものが、エネルギーが当たっている、その影響がないはずはないと思う。テレビゲームをいっぱいやる子はキレやすいということをも前もゲーム脳の云々ということでちょっと質問させていただいたんですが、学校現場で携帯電話の許可を大体大方認めてるのかどうか、その辺のこと、それとゲームですね、ゲームに対してどうなのかを関連することとしてちょっとお答えください。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 最初の携帯電話の携行についてですね、これにつきましては学校の方にお願いといたしますが、任せておりますのでね、一概に持ってきてならんというふうにはできないのが現状じゃないかという感じがしておりますので、個々のケースによって学校もいろいろ検討しながら許可している子ども、許可してない子どもは一時的にしないとかするとかというふうにはしているんじゃないかというふうに私自身とらえております。ただ、どうしているかについては把握はしておりません。

それから、ゲームのその電子脳というんですか、その辺のこと、その電磁波の影響と脳の働きとは、私は詳しいことわかりませんが、少し別物じゃないかなという感じがいたします。ゲームをしょったら脳の働きがうまくいかないというのは、電磁波の影響かどうかというのは、ちょっと私何とも言えないところです。学校等ではですね、やはり生活のリズムというようなこととか、それからいろんな勉強等ということで、規則正しい生活、そういうことによりましてテレビとかゲーム等を長時間視聴するということは避けなさいというような指導をしながら、家庭学習にも努力するように話しているところで、その電磁波がどうだこうだからやめなさいというような話にはなってないというふうにとらえております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 済みません。ちょっとごっちゃにした質問でした。要はですね、子どもというのが一番影響を受けやすいという報告がされています。子どもというのは成長する、成長するというのはいわゆる細胞分裂が起こるわけですね。細胞分裂というのは、言ってみたらDNAをコピーする、何十万もあるそういうふうな塩基構造というのをコピーするわけですね。そのときに何かの影響があったらうまくコピーができないかもしれない、障害になったり、あるいは発がん性のものになるかもしれない。我々がこの字を書くのに、字がうまく書けなくても机を揺らされたらきれいな字は書けないと思います。そういう影響、目に見えない影響があるのではなかろうかというところで、特に教育現場とかですね、子どもが集まる場所なんかではそういうことを気をつけていただきたいと思います。そういうことで、電磁波、非常にまだまだ科学的にも何か解明されていないようなところがあるみたいで

すけども、今度WHOの方から何らかのそういうふうな基本的な考えが出るという話も聞いています。またそれを見ながらちょっと注目をしていきたいなと思ったりしますが、最後に市長にお聞きしたいんですけれども、いわゆるこの電磁波、電波塔の問題ですね、景観を含むまちづくりという観点からどのようにお考えか、またこういった不安を市民から取り除くにはどうしたらいいとお考えか、お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今、電磁波の問題、この中継基地の建設をめぐってでございますが、各地域におきましても、こういう公共施設あるいはこの鉄柱等の施設につきまして、地域の皆さんの声というのはすぐ反映しておるようでございます。したがって、この中継基地の必要性は、それぞれのより利便性を求めるというような観点からも、この必要性というのはわかるわけでございますが、建設をしなくていい他の方法があればそれが一番だと思います。したがって建設地域についても、まず法的なもの以前に地域の了解を得るということは一つの前提だろうと思いますが、地域の方もこの必要性、あるいは建設によって得る影響等々も十分聞き分けながら、ぜひ建設については協力的な形でぜひ相談していただきたいということでございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 電線がいっぱいあってですね、外国では何か電線をこうみんなもう後ろの見えないところに持っていかるとか、天満宮の前なんかの参道もそうですね。ただお金いっぱいかかると思います。ただ、電波塔はもう外に出て初めて仕事ができるようなものですから、共存はなかなか難しいと思うんですけど、何とかですね、考えていっていただきたいと、我々も考えていかなければいけないと思います。

ただ、最後にですね、条例ということが他の自治体では要綱なり条例なりをつくって施行してやっているというところがあると聞きますけども、将来太宰府市もそういうことが必要というときには、あくまでも住民の立場に立った条例なり要綱なりを考えていただきたいと思います。業者が説明はした、届けもした、はいだからもうオーケーですよというふうな業者に対する免罪符になるようなものはつくってはいけないと思います。

以上述べまして、質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

次に、9番大田勝義議員の一般質問を許可します。

〔9番 大田勝義議員 登壇〕

9番（大田勝義議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2点について質問させていただきます。

1点目はアスベストによる健康被害問題であります。

これは、テレビ、新聞等で取り上げておりますので、皆様よくご存じだと思いますが、若干の説明を加えさせていただきます、本題に入らせていただきます。

アスベスト、すなわち石綿が十数年前に人体に有害があると指摘されておりましたが、ここに来てアスベストを使った製品を製造している企業の間から、従業員がアスベストの繊維を吸収することによる肺がんや胸膜、腹膜などのがんである中皮腫の重篤な健康被害を引き起こし、死亡するケースが報告されました。また、家族や直接携わっていない地域住民の方々の中にも発生し、大きな不安を呼んでいます。アスベストは、我が国では産出しておらず、諸外国からの輸入がほとんどで、1960年代ぐらいから日本経済復興とともに輸入量が増え、ピークが1974年、昭和49年の35万tが最高に、それから多少の増減が続き、1990年代になって減少の一途となっております。2002年の輸入量は4万3,000tで、カナダなどから輸入されております。

石綿の用途については、その約90%以上が建材に使用されており、その中身はと申しますと、鉄骨造の耐火を増すための耐火被覆材として使用されたり、小・中学校などのように防音または吸音対策材として放送室や音楽室、体育館など音を多く発生するところにむき出しのまま使用されてきました。また、民間では工場、倉庫、個人住宅などでも屋根材、外壁材、室内間仕切り壁、床材など板状の製品として使用されております。このようなことから、今後1970年から1990年にかけて大量に輸入されて建築物に使用された石綿が建築物の寿命とともに今後解体され、排出されることとなります。ある調査によると、そのピークは2020年から2040年ごろに来るのではないかとされており、こういったことから、今後建築物の解体作業における石綿曝露による労働者や地域住民の健康被害防止対策が必要となってくると考えられます。

現在、アスベストを含む製品を製造している工場は計42ありますが、3年後には製造、使用が全面禁止になるため、発生源としては今後建物解体現場が中心となり、環境省は近く工場や解体現場の周辺、大気中のアスベスト濃度を含め、モニタリング調査に着手するとあります。しかし、今まで使用され市民に不安を抱かせるようなものについては、県や国の指示をまっことなく、早急に調査し対策が必要と思われませんが、市の回答を伺います。

2点目は、開放教室の設置についてであります。

これは、モデル的に南小学校に設置され、今後残りの各小学校に配置すると聞いておりましたが、地域コミュニティの施設づくりとも関係してきますが、今後どのような計画で進められるのか伺います。

回答については一問一答でお願いいたします。

あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、1点目の公共施設の方に使われている状況と対策についてお答えをいたします。

市内の公共施設につきましては、吹きつけアスベストの使用状況について、本年の8月に各課からの報告書を取りまとめました。その結果、市内公共施設の吹きつけアスベストの使用状況については、小学校で3校、中学校で1校ございました。いずれにしても、小・中学校にお

いて、除去工事あるいは封じ込めあるいは囲い込みを既の実施いたしております。また、吹きつけロックウールあるいは吹きつけ蛭石が使用されている公共施設が9か所確認をされました。これは図面からと、現地に行って確認をしました。この中に有害となるアスベストが含まれているかどうかの調査を、今試料を採取して分析調査に今出しております。その結果により今後対応していきたいと、そういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、民間の建築物についての対策についてご回答申し上げます。

吹きつけアスベストの使用実態調査は、民間建築物は国土交通省が県を通じまして現在調査中でございます。調査対象はおおむね1,000㎡以上の建物で、第1次は建築年度が昭和31年から昭和55年の間に建築された建築物で、所有者にアンケート等で詳細調査を行い、9月までに調査結果の報告の予定でございます。それから、第2次は昭和56年から平成元年の間で、約一月遅れの10月に公表の予定でございます。第3次は、これは福岡県独自でということで、平成2年から平成8年までの建築物の調査が実施されます。調査後の対応については、今のところ未定でございますが、所有者に専門の業者への相談等を指導されると、そういうふう考えられるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） まず、公共施設の方から入りたいと思います。

県の資料、インターネットで集めたんですけども、学校におけるアスベスト対策について教えてくださいということであったんですけども、これは昭和62年からアスベスト対策工事によって公立学校施設整備費国庫補助制度における大規模改造工事の補助事業対象工事として、設置者から申請があれば優先的に採択していますということやってましたので、多分これでやられたんだろうと思いますね。

それで、新聞等ですね、もう最近は毎日のようにこの件について新聞に載るわけですよ。その中でやっぱり気になったのが、終わっているんだけど、実質、終わってるということで報告してるけども、実質残ってた、建物の中のどこかの一部に残ってたというふうなことが新聞等に出てるケースもあるわけですね。そういった意味で先ほど大体囲い込みとか、そういったようなことで小学校3、中学校1についてはそういうことでされてるというふうなことなんですけれども、どうなんですか。これ残ってるというふうなことは考えてはいらっしゃいませんか。

というのは、一応調査してるということなんですけれども、実質完全に調査が終わっているのかなと、そこを逆に疑問に思ってるわけなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 小・中学校については、今大田議員さんが言われますように、昭和62年のその調査でやっております。再度今度いろいろな新聞等で問題になりましたので、図面をも

とに、図面でも調べますし、現地に行っても調査をいたしました。その中に、これは明らかにアスベストじゃないけどもどうかと、蛭石が使われて、あるいはロックウールが使われて、その中にアスベストがあるのかわからないと。年数によって使える状態がありましたものですから、そういうことも含めて今回調査をいたしております。それも少し入っているのは無理だったというような形で、今度再度確認の調査をしたということでございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） そうしますとですね、やはり子どもたちを預けている親としましてはやはり学校にいる、滞在している間が一番長いですね。そういった意味で、やっぱり親ごさんたちの不安というのは非常に大きなものがあるかと思えますね。なぜかといいますと、これだけ新聞等、テレビ等で報告されればですね。だから、太宰府市としてこういう調査を行って、そして結果がこういうふうで、そしてこういう対策をしたいというふうなことの報告なりを市の広報紙等で発表されるとか、そういうふうなことはございましょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 公共施設の今回の調査ですか。そうですね。ちょっとそこまで考えてはおりませんでした。必要であれば公表しても構わないと思えますけども、結果が出るのがちょっと今調査機関が非常に込んでおりまして、その終わった状況では検討していきたいというふうに考えます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） ありがとうございます。それでは、民間施設、民間の建物なんですけれども、鉄骨造で、そして3階建て以上、そして共同住宅で、1階がげたばきになってまして、そして1階がオープンで駐車場になっているというふうな形のものについては、耐火要求といいたいでしょうか、耐火建築物としなければならぬというような要求があるわけですが、その要求として鉄骨にアスベストを吹きつけしているわけですね。ちょうど汚れたような綿をね、吹きつけておりますけども、あれは耐火要求ということでどうしても必要だからやるわけですが、私もこの一般質問をするに当たりまして気になりましたものですから、太宰府市内を車でずっとこう少し見させていただきましてけれども、そのような、そうではなからうかというふうなものがやっぱり何か所か見つけたといいたいでしょうか、確認できたわけでございますけれども、実質サンプルとって分析しないとわかりませんが、そういったものがあるわけですが、これが一番怖いわけですね。古くなって風雨にさらされて、そしてそれが飛ぶといいたいでしょうか、飛んで、そして地域にばらまくような形になりますからね。普通の板状のものであればその中に封じ込めてしまって、切ったりとか削ったりとかしない限りは外には漏れませんが、こういうふうなものが一番危険な状態にあるんですけれども、こういったふうなものについて、市独自でやっぱり調査をした方がいいんじゃないかなという気がするんですけれども、これはどうなんでしょうかね。そういったものも含めて調査をお願いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 先ほど申し上げましたのは、特に吹きつけアスベスト対策ということで、国の命を受けて県が今調査をしているという現状でございます。ですから、その範囲の中でカバーできるかどうか、一つあるかというふうに思います。一つの耐火、準耐火建築物、延べ床面積が500㎡以上、それから吹きつけの面積が50㎡以上と、そういうのがひとつ目安であろうかというふうに思います。

今申されました市独自でということでございますが、県とそこところは、県が基本的に窓口で、それこそ保健所あたりとも見回り、そういうものをされているということでございますので、密に連絡を取って、もしそういうものがあるときはどういうふうな対応したらいいかというような協議のもとに対策を講じてまいりたいと、そういうふうに考えます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 先ほど言われましたように、県、それから国、国土交通省で1,000㎡以上で1次、2次、3次というふうなことでやっていくというようなことでございますけれども、結局これに外れているのが先ほど私が言いましたようなものなんですよ。例えばあなたの家の隣にですよ、そういうらしきものがあるって、そしていつも気になって、そして自分の方ではどうにもできないから、例えば市の方に行って、そしてこういうものがあるんだけど、ちょっとどうか調査してくれないかというふうな隣の方から言われた場合にですね、市としてはどういうふうな対応をされますか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 一つ法律の中でご存じかと思いますが、労働安全衛生法というのがございまして、その中で石綿障害予防規則ということで、これが平成17年2月24日ということで、つい最近でございますけれども、できて、その中にほとんど網羅できるような法律の内容だというふうに思います。特に、10条では、基本的には解体をするときに従業員等が、先ほど言いましたように被曝といいますか、そういうアスベストをかぶらないようにというのが基本の法律でございますが、場所によってそういう劣化、損傷部分があるようなところについては、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込みの措置を講じなければならないというようなことで、解体しなくてもそういうものが恐れがあるときはそういうことをしなさいということがありますので、そういうものがある疑いがありましたときは、先ほど言いましたように、目視とか、それから設計図書、そういうものでどういうものが使ってあるとかを検討して、早急に対処するというのが基本だろうというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） テレビを見てまして、このアスベストについて特集、取り上げてたんですが、そのときにこの家の方がですよ、3階建てでしたけど、1階が車庫になってましてね、それでアスベストの疑いがあるからということで調査の方を呼んで、そして見積もりしてもらったんですね。車にして四、五台入るか入らないかぐらいの車庫だったんですけどね、だけど

それでもやっぱり五、六百万円という金額が見積もりが出てましたよね。それで家の方非常にびっくりされたんですけども、だけど、そういうことで何せ金がかかることですから、一概にはわかりましたというところもできないんじゃないかなという気がします。だから、そういったふうなところで、やはり市として、もちろん国、県にお願いして、何らかの方法でもとらないと、そのままほったらかした状態では、かえって状態としては悪くなるばかりですからね。何らかの方法、検討なり対策を考えてほしいというのが実感なんですよね。そういうふうなものに対してですね。なかなか難しいですけどもね。

だから、端的に言いますと、先ほど県、国が調査するもの以外のこれにあふれたものについて、例えば市内を巡回されてですよ、そしてそういったものが、外から見りゃあわかるでしょうからね。私は個人的に見てもやっぱり2つ3つはありましたからね。そういったものを、やっぱりまち中になりますけども、そういったところを見られて、場合によってはそういったものをちょっとサンプルしていただいて、どうなのかということで調べられて、そしてそれをどういう成分だということをごすね、もちろんそこにお住まいの方に了解をいただいて、サンプルとして調査されて、そしてこういう結果が出ましたというふうなことの報告で、あとはまたどういうふうにするかということはまたその後になるかと思っておりますけども、何らかのそういうふうな行動、アクションを起こしてほしいなという気がしております。よろしいでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 先ほど申し上げましたとおり、専門的なそういう判定、そして県の対策がどういうふうにするのかという一つの方向性なりが出ましたら、市の方もそれに準じたような対策を検討していきたいと、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほど話が出ましたですね。解体という問題ですね。確かに解体するとき、個人住宅なんかでもあれはすべて使われてるんですね。屋根材にしても。屋根材といいますとコロニアル、かわら以外はコロニアルみたいな、あれにももちろん含まれてますし、外壁材、最近多いのは石綿のサイディングですね。あれも頭についでる石綿サイディングボードといいますからね。だから、それにも含まれてますし、それから大野城市とか、あの辺に行きますと非常に工場が多いですね、倉庫とか、あの倉庫も石綿大波スレートとかといいますからね。だから、当然頭に石綿とついでますので、あの中にも含まれてるんです。問題は、先ほど言いましたように、古くなったときにじゃあどういふふうに解体処分するかということですけども、やっぱりつぶさないようにというのが原則だろうと思ひますよね。そういった意味では、取り外すというんですか、物を崩さないで取り外すというのがとりあえずはそういう方法しかないのかな、もちろん覆いをかけて、飛散しないようにして、そして外していくというのが順当だろうとは思ひますけれども、だから今後こういったようなことは非常に解体という面では

早急に急がなきゃならないというような気がしますけれども、そういったところでは県とも国とも連絡を密にされて、解体方法を業者、解体業者なりに特に指示していただいて、そしてそういうアスベストが飛び散らないような方策で業者の早急に対応をしていただきたいと思います。おります。

それから、ちょっと話が飛びますというか、永田部長に聞きたいんですが、水道管に関してもですね、アスベストが含まれているという話を聞くんですね。これについてですね、大体市としてはどんなふうな対応なり、またどのぐらい含まれているかということをお知らせできないんですから、水道管の中にどのぐらい含まれているかということ、そして含まれていけば市としてどういう対応をされるのか、その辺をちょっとお聞かせしてもらったと思うんですが。

議長（村山弘行議員） 上下水道部長。

上下水道部長（永田克人） 水道管に使用します石綿セメント管のご質問でございますが、これは昭和7年から昭和60年までに一応大量生産されたということでとらえておまして、市内には総延長28万7,673mの配水管がございます、そのうちの約470mほどこの石綿セメント管が残っております。現在この水道水質に対する厚生労働省の考えといたしましては、平成4年に改正した水道水質基準の中に、現在石綿の毒性を評価したところ、呼吸器からの吸入に比べまして、経口摂取による毒性は極めて少ないと。また、水道水中の石綿の存在量については問題になるレベルではないというふうなことから、水質基準の設定は行っておりません。同様に、世界保健機構、いわゆるWHOが策定、公表しております飲料水水質ガイドラインにおきましても、飲料水中のアスベストについては健康影響の観点からガイドライン値を定める必要はないということでとらえておまして、直接大きな影響はないということで考えております。とはいっても、やはり市民感情といたしまして、この石綿管が使われているということは、是正しなければならないという考えがございます、現在老朽化が進んでいるところについては、随時更新工事を行っております。それと同時に、やはり国の基準とは、この石綿管についてはやはり強度の問題等がございますので、今後随時石綿管を鉄管等に変えていきたいということで現在考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） ありがとうございます。それで、大体私の原稿はこれで終わりになりますけれども、この件につきましては、後、清水議員が控えていらっしゃると思いますので、詳しくねちっこく聞かれると思いますので、後は清水議員にバトンタッチをしたいと思っております。

では、次に入らせていただきます。

議長（村山弘行議員） ここで14時25分まで休憩いたします。

休憩 午後2時07分

~~~~~

再開 午後2時25分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

教育部長（松永栄人） 開放教室に関します学校の状況について回答をさせていただきます。

現在設置しております太宰府南小学校の開放教室につきましては、平成12年8月に設置されました太宰府市余裕教室活用検討委員会で、市立小・中学校余裕教室の有効な活用を図るため、慎重に審議、検討された結果、開放教室への転用が決定されました。その後、平成14年の南小学校の大規模改造事業にあわせまして、余裕教室を活用する地域に開かれた学校づくりを推進するためのモデルケースとして、太宰府南小学校の開放教室が平成15年7月開設されたところでございます。

今回お尋ねの他の学校へは今後どのように進めるかにつきましては、各学校余裕教室の現在の状況として、総合的な学習の時間や少人数指導のために余裕教室を利用したり、部活動室やスクールカウンセラー室への転用、さらには学童保育所として転用している状況であります。今後における開放教室への転用は、余裕教室活動検討委員会で協議をいたしまして、大規模改造事業や増改築事業などにあわせて施設整備を考える必要があると思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 太宰府西小学校を見ますと、あそこは25年たっているんですね。それでやはり大規模改修の対象になるといいまじょうかね。に挙がるんじゃないかなという気がしておりますけれども、体育館なんかをよく見ますと、屋根が非常にもうはげてしまって、非常にもういつ雨が漏ってもおかしくないような状態になっている、そういう気がするわけですね。

それで、冒頭で言いましたように、コミュニティとの関係が当然出てくるわけですが、このコミュニティですね。市長の施政方針の中にも、地域コミュニティづくりということで出ておりますけれども、それで従来の行政型の構造を根本から見直すと、そして個人がすべきことと行政がすることの協働によるまちづくりを進めていくというようなこと、こういうような形で進めるということで書いてありますけれども、それを行っていくためにはやはり施設ですね、拠点づくりが必要じゃないかなという気がするわけですが、その中で地域のコミュニティづくりの中に書いてあるんですけども、地域コミュニティ活動の拠点となる地域コミュニティ施設を既存の公的施設の有効活用や民間施設の賃貸利用も視野に入れて将来の整備を定め、計画的に整備していきますというようなことも書いてあるわけですね。だから、開放教室も地域に開かれたというふうなことであるんですけども、結局地域コミュニティ施設とある意味では併用というような形になっていこうかと思っておりますけども、これが各小学校単位に今後つくるといいまじょうかね、ソフトの面ではそういうことで進んでいるんでしょうけども、ハードの面ではどのように今後考えていかれるかということ、ちょっとその辺をお聞きしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） ただいま議員おっしゃいますように、この地域コミュニティを進めていくには、やはり地域と行政の役割分担を明らかにしながら活動する拠点はどうしても必要だということにとらえております。それで、現在の第四次総合計画の前期の中でも、学校の余裕教室や既存の公共施設を活用しながら整備をするということで位置づけをしております、先ほど教育部長がご答弁申上げましたように、平成15年に南小学校について開放教室が設置されましたので、今後南小学校区における地域コミュニティの具体的な活動に今後なっていくものと期待しております、利用料を市内の方については一般施設よりも少し減免をするとか、利用に当たっては申し込みの優遇をするというような形でやっております。そんな中でやはりそういう施設はどうしても今後必要だということ、今現在後期基本計画を整理をしておりますけれども、その中で市民の方にご意見を求めたように、一般のパブリックコメントみたいな形で意見を求める中で、素案を明らかにいたしましたけれども、今後そういう学校の余裕教室での併設とか、あるいは学校敷地内での新設、あるいは公共施設の利用、あるいはまた新たな新設、そういうものですね、視野に入れながら、これは財源が要りますので、今後の財政計画とも十分整合性を持ちながら整理をしていきたいと。総合計画の後期中にはきちっと位置づけをしたいということで考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 各学校ともいろんな事情があるんでしょうけども、余裕がある教室、学校ですね、それから余裕のない学校、将来の人口増をかんがみながら、今後考えていかなければならないんじゃないかなという気がしています。

昨日、南小学校の開放教室をちょっと見させていただきまして、そして、幾つか問題点、そういうものをちょっと聞いたんですけども、やはり学校という場所で、ある意味ではちょっと離れたところにあるもんですから、お年寄りにとっては交通の便が悪い、そのようなことですね、聞かせていただきました。それと、学校と併設というふうなことでの安全面ですね。やはり開放教室ということで、地域の方がいろんな面で自由に入ってくる、そういったふうなところでどういうふうに安全面を確保するのかというふうなことですね。そういったのも今後検討の一つの材料じゃなからうかと思っております。

今後、開放教室を各学校単位に設置されるにしてもですね、当然そういったようなことも今後検討されて、そしてやらなければならないんじゃないかなという気がしております。また、この件につきましてはまた改めてですね、時期を見ながらお尋ねしたいと思っておりますので、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております3項目について質問をさせていただきます。

第1項目は、太宰府の遺産である古代防衛施設水城跡についてお伺いをいたします。

平成17年度の九州都市監査委員会で九州国立博物館の三輪館長が講演をなされました。その講演の中で、太宰府市の水城跡を中心とした防衛施設は世界遺産に匹敵すると述べられました。私は驚きと同時に、その可能性があれば太宰府にまた大きな文化遺産が生まれる。もしそうだとすれば市民にとって大きな宝になるのではと胸が高鳴りました。三輪館長は、太宰府市文化財保存活用計画の委員でもあります。議会の全員協議会で三輪館長が世界遺産登録について講演をされていることを私は市長に質問をいたしました。市長はお話を受けていると述べられました。それで終わったわけですが、どのようなお話あるいは提案を受けているのか、具体的な中身があればお聞かせをいただきたい。また、市長はその提案をどのように受けとめているのか、お聞かせください。

また、世界遺産登録への可能性はどうか、さらに今後の取り組みの展望があればお聞かせください。

第2項目は、機構改革についてお伺いをします。

本市においてはたびたび機構の改革がなされています。時代や社会の流れ、また市がやらなければならない政策の実現のために改革がなされるのは当然であります。時々何のための組織変更なのかとも思います。

そこで、改めてお聞きしますが、機構改革あるいは組織の変更を行うとき、どのような考えで行われているのか、理念のようなものがあればお聞かせください。

また、機構改革を行ったとき、どのような効果があったのか、また成果が得られたのか、その検証が行われているのかをお聞かせください。

また、7月1日にも職務の再編があっていますが、どのような効果を求めているのか、お聞かせください。

当然、機構改革をやることによって職員の意欲が、やるぞと沸き上がってこなければなりません。また、市民が混乱するような組織の変更はあってはならないと考えています。市民がわかりやすく、市長が何をやろうとして組織の変更がなされたのか、そういった意気込みを伝える意味もあると思いますが、市長の所見をお聞かせください。

第3項目は、アスベスト対策について伺います。

アスベストによる健康被害の実態が明らかになるにつれて、大きな社会問題となりつつあります。こうした状況を受け政府は7月29日、被害の拡大防止や国民の不安への対応、実態把握の強化などを柱とするアスベスト問題への当面の対応を発表いたしました。

そこで、当面の課題として3点お聞きをいたします。

1点目は、公共施設のアスベスト使用建築物の実態把握が行われているのか、行われているとすれば、その調査結果について説明をしてください。

2点は、市内建築物、民間のアスベスト使用の実態調査は行われているのか。

3点目は、解体工事の際の粉じん飛散防止と監視体制などを確立することも大事と思いますが、考えがあればお聞かせください。

いずれにしても、市民の不安を解消する万全な対応が求められています。本市としてどのような対応をされているのか、その対応策と取り組みについてお聞かせください。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。回答は一括答弁でお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まず、1点目についてでございますけども、市長の答弁ということですが、まず私の方からご回答申し上げます。

九州国立博物館館長の、水城跡を中心とした防衛施設は世界遺産に匹敵するとの提言については、水城跡が世界遺産に匹敵するほどのすばらしい遺跡であると、比喩として最大級の賛辞を述べられたというふうに思います。もちろん、この水城跡が世界遺産に登録されますと、私たち地域住民にとっては大きな夢と希望を与えるとともに、観光の側面からも本市のさらなる活性化につながるものと認識をいたしております。

次に、登録への可能性と今後の取り組みについてでございますが、現在リストに登録されている場所は、世界137か国に812件ございまして、そのうち我が国では屋久島、知床など13件が登録をされております。また、登録までの手順といたしましては、まずその物件を所有する国の政府がユネスコに登録の推薦を行います。そこで世界遺産委員会で様々な必要条件が精査された後に採択という手続になっているようでございます。しかしながら、我が国では現在彦根城あるいは鎌倉の文化財などと、あと4件が登録の準備中として暫定リストに記載をされておまして、今後5年から10年以内の登録を目指しているということでございます。また、このほかにも小笠原諸島や摩周湖、これらも世界遺産化を目指した運動が全国各地で展開をされているということでございます。したがって、登録されるまでにはかなりの期間が必要と思われるので、まずは本年3月に策定をいたしました「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」に示しておりますこの水城跡周辺の整備イメージ、まずはこの具現化に向けた取り組みなどを行っていかうと、そうしたこの文化遺産や景観づくりといった市民と行政との協働によるまちづくり、まずこの機運を高めながら、さらには専門家の方々や文化庁、そして福岡県などの関係機関のご意見あるいはご指導を仰ぎながら、慎重に検討していく必要があるというふうに考えます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 機構改革につきまして回答いたします。

まず、1点目の機構組織の変更に関する考え方につきましてお答えいたします。

近年、組織の再編成につきましては、地方分権一括法の施行に伴うものや、第四次総合計画の戦略プロジェクト具体化に向けた見直し、また時代の趨勢に合った組織への改革を行ってま

いりました。平成12年4月には介護保険導入をはじめとする21世紀初頭の行政課題に迅速に対応できる体制として変更、さらに一昨年の平成15年10月には小学校ゾーンのコミュニティ推進体制づくり、都市計画づくりとその企画づくりのための一元化、技師資格者の集中化とまちづくりへの参画、税金と料金の収納の一本化、用地取得業務の統一化による情報の一本化という観点から実施し、また本年7月には新しい取り組みを行う体制として部長職、課長職の職務の再編を行ったところであります。

地方公共団体に対する行政需要は、少子・高齢化、高度情報化、国際化の進展をはじめ人権の尊重、地方分権に向けた取り組みなど、広範囲に求められる状況となり、社会経済の大きな変化を背景に多様化しております。このような変革の潮流の一方で経済成長の低迷が長期化し、財政状況が厳しくなるなど、地方公共団体を取り巻く環境は一段と厳しくなる中で、行政の果たす役割はますます重要性を増しており、進展する住民ニーズに対応するためには、今後組織、風土と職員意識の改革をはじめ活力ある組織への転換を図る必要があると考えております。

2点目の機構改革の効果につきましては、平成15年10月の機構改革を見ますと、地域コミュニティづくりへの地域への働きかけ、災害への迅速な対応、収納率の維持、向上などそれぞれの所管で効果を得ておると考えております。

7月1日の部長職、課長職の職務の再編につきましては、二、三年で緊急に取り組むべき課題に対応するものであり、課題解決に資するものと期待いたしております。

3点目の職員や市民の反応についてでございますが、現在の組織機構が100%のものとは考えておりません。常に市民の皆様の市政に対する要望に的確にこたえ、時代の変化に対応した行政サービスを行うとともに、市民にわかりやすく、簡素で効率的な組織となるよう配慮する必要があると考えております。

職員につきましては、これまでも様々な意見があり、今後も改革後の現状、改善すべき事項を聴取し、よりよい組織機構となるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 3点目ですが、公共施設のアスベストの使用についてご回答申し上げます。

本市の公共施設におけるアスベストについては、アスベストの繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるというふうに言われておりました、飛散する可能性がある吹きつけアスベスト、またアスベストが含有しているおそれのある吹きつけロックウール、吹きつけ蛭石について、平成17年8月に図面及び現地にて調査を行いました。その結果、吹きつけロックウール及び吹きつけ蛭石が使用されている公共施設が9施設で確認されましたので、アスベスト含有の有無について、現在試料を採取して分析調査に出しております。

また、市内の公共施設の吹きつけアスベストを使用しておりました小学校3校、中学校1校

については、既に除去工事あるいは封じ込め、囲い込み等を行っているところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、ご質問の2点目の市内の建築物、民間のアスベスト使用の実態調査、それから3点目の解体工事の際の粉じん飛散防止ということでのご回答を申し上げます。

さきの大田議員の回答と重複いたしますけども、ご了承をお願いしたいというふうに思います。

吹きつけアスベストの使用実態調査は、民間建築物については国土交通省が県を通じまして現在調査中でございます。調査対象はおおむね1,000㎡以上ということで、第1次は建築年度が昭和31年から昭和55年の間に建築された建築物で、アンケート調査等で所有者に詳細調査を行います。そして、9月までに調査結果の公表の予定ということでございます。それから、第2次は昭和56年から平成元年までの間で、約1か月遅れの10月に公表の予定でございます。第3次は、福岡県独自で平成2年から平成8年までの分を調査実施をされるということでございます。これは、県の建築指導課にお尋ねしましたら、調査後の対応はまだ未定であるということで、最終的には所有者、発注者等へ専門業者への相談を指導されると、そういうふうに考えられています。

先ほど言いましたように、解体につきましては法に基づいた処理、そういうものがされるということを、これまだ確認が必要と申しますけども、先ほどの法に基づいたものと、そういうふうに思います。改めまして、そういうところを具体的にどういうふうにするかということ、県に確認をしてみたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 最後に、アスベスト使用建物の解体工事の際の粉じん飛散防止と監視体制についてでございますが、500㎡以上の耐火または準耐火の建設物の解体作業や改造または補修作業で50㎡以上の吹きつけアスベストの使用面積があるものにつきましては、大気汚染防止法に基づき県への届け出が義務づけられております。さらに、今回免責の要件を撤廃し、吹きつけアスベストを使用しているすべての建物について届け出を必要とする規制強化の方針を国が発表をしております。

また、労働安全衛生法では、アスベストを使用した建物の解体作業に伴う作業員のアスベスト暴露防止対策の徹底を図るための規則が施行されており、解体作業の安全性の確保が図られているところであります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 市長にまず最初にお尋ねいたします。

世界遺産の三輪館長のご発言についてでございます。最大限のお褒めの言葉であるというようなお話でございました。6月だったですかね、全員協議会でこの保存活用計画ができたときに、市長に三輪先生が世界遺産に匹敵するようなお話をされていると。市長はお話を聞いているということで、それだけで終わったわけですが、三輪先生はあれですか。やっぱり市の方に具体的に、もう少し研究していったらいいんじゃないとか、そういうお話があっているのかどうかですね。それとも、ただこういう講演をされてるよというだけの話でとどまっているのかですね。市に具体的な話があっているのかどうか、まずその辺をですね、三輪先生がどの程度市に対して言われているのかというのがわからないわけですが、その辺のところ、市長は聞いているというお話をお伺いしましたものですから、どの程度の内容なのかなということをまず教えていただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ご承知のように、本年の10月15日、九州国立博物館が開館、オープンするわけでございますが、それと同時に市の大きな施策といたしまして、まるごと博物館構想、これを今まちづくりの柱として推し進めておるわけでございますが、そういう中で、国立博物館開館後の本市の歴史資産なり観光なりどう考えていったらいいのかという新たな問いかけがあるわけございまして、三輪館長にはそういう将来の夢なり、博物館を利用したまるごと博物館のあり方、進め方等々については話をしておりますが、具体的に世界遺産に対する施策、市に対する要望等々については、具体的にはあっておりません。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そうすると、こういう形でいろんなところに行ってご講演をされてるという程度の受けとめ方を聞いているという解釈で私はしたいと思います。

そこで、先ほども、少なくとも文化庁におられた立場でありますし、キトラ古墳という奈良県にあるやつですが、これもNHKで放送、保存、補修をやっていましたが、その中で文化庁の権威ある指導者という形で三輪先生もご紹介されておりました。これは最大限のお褒めの言葉という形で終わらせるのか、それとも先ほど部長の方から当面は今の水城跡のこの保存活用計画に基づいてやっていくということなんですが、このリストいろいろありますね。世界遺産のリストあるいは登録への手続の仕方、もう何はともあれ国が推薦しないと話にならないわけですが、市としてただ単にお褒めの言葉で受けとめていくのか、それとも一步を踏み出して運動というんですかね、全然運動もしているという名前の中にもリストの中にも入っていないんですね。福岡県で唯一入っているのが、運動中というのが沖ノ島ですか。あそこが入っているような感じがしますが、水城跡は全く出てきてないわけですけども、今後検討するとか研究していくとかという、専門家の意見を聞くとかというお話でございましたが、市長としてですね、この世界遺産に運動、国立博物館でも100年かかったわけですね、当面可能性があるかどうかという問題もあるかと思いますが、その辺のところでは何かのアクションですね。アクションをする考えがあるかどうかですね。この辺はどうですか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 私どもは、国立博物館ができましたその後の国立博物館を核とする太宰府市の観光なり、あるいはまちづくりの柱、そういうものはいろいろ各機会を通じましてお話をしておるわけでございまして、今申されます世界遺産への働きかけは、ご承知のように国立博物館を中心とした水城の堤防あるいは都府楼政庁跡あるいは観世音寺、戒壇院、天満宮を含めた、あるいは宝満山、山城の大野城ですね。そういう歴史的壮大な遺産があることは事実でございまして、これを世界遺産として見るについては、歴史的価値はたくさん大変あると思っております。ただ、世界遺産には国の推薦があるわけでございまして、ご承知のように水城の堤防跡は国の特別史跡でございまして、これに対する学術的な発掘調査は今も続いておりますし、また周辺の史跡地の買い上げ等も行っておるわけでございまして、市ができるものにつきましては、ここらの史跡の整備あるいは保存活用等については、鋭意具体的な計画を持って進めたいと思っております。全体的には、世界遺産で見た場合、ご承知のように県におきましては宗像の沖ノ島、手を挙げておりますが、福岡市にございます鴻臚館、あるいは糸島にございます歴史的遺産等々、広大な福岡都市圏には遺産があるわけでございますが、そういうものをひっくるめた大きな世界的遺産としての今後の持っていく方等々についても配慮しなくちゃならないかと思っております。今後、我々といたしましては、国立博物館に対する100年の悲願がかなって、誘致、建設、開館と至った次第でございますので、ぜひとも太宰府が誇りますこの壮大な歴史遺産を世界遺産へと、そういう希望は持って今後具体的な形でいろいろ関係方面に働きかけていきたいと。また、意見等も聴取してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 市長の一応お考えをお聞きしましたので、ここはもうこの辺でとどめておきたいと思っております。

次に、機構改革についてお尋ねをしますが、私が平成7年に議員になりまして、約10年になるわけですね。この間、機構改革と言われているのが11回、それから職務の編成と言われるのが2回、言うなら毎年何らかの形で改革というか、編成があっていると。その中でですね、よく市民から言われることがあるんですが、確かに時代の流れだとか法律の流れだとか、そういうことで機構の名前が変わることは、これはもうやむを得ないと思うんですが、例えば市役所に市民がよく訪れる場所、保育関係があるわけですけども、ここだけでも呼び名が10年間です、所管も多少変わってきているんですけど、まず私が入ってきたときは厚生課と言っておりました。それから児童福祉課、それから保育児童課、また子育て支援課と、これで4回変わったわけですね。それ以外にいろいろ見てみますと、部も建設経済部、都市整備部、それから今建設部とか、いろんな形でこう変わっているわけです。私も、全部きちっと覚えればいいんですが、覚えたかなと思ったらまた次の名前が変わっていると、そういうことがありましてですね、どうなのかな、それが市民にわかりやすいということなのかなと思ったりするわけですが、その組織の名前を変えるときに、やっぱりその辺のところの議論がなされているのかどう

か、その辺をちょっとお答えをいただきたいと思います。そういう声は聞いてないという話でございまして、私は非常によく聞くんですけども、その辺ギャップがあるかなと思うんですが。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 機構改革を行いますときは、まず事務事業の見直し等も行いまして、事務改善委員会に提案がされます。その事務改善委員会の中で議論した結果、一番市民にわかりやすい、それと行政職員として仕事がやりやすいという名称を選んでつけているというのが現状です。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） だから、それはね、何らかの形で理由があって変えられているんだろうと思います。変える方からすれば当然の話ですが、受ける方からするとそういうような声もありますよということですね、市民の目から見たら。

それで、特に今回の職務再編のことにについて、ちょっとお尋ねしたいんですが、7月1日に行われた職務再編ですね。私たち組織と申しますと、部があって課があって係があって係員と、普通組織はそういう形になっているわけですが、今回のこの市が出していただいている資料を見ますと、これは内部だけでわかればいいという話なのかもわかりませんが、私が議員の目から見てもこれは何かいなと思うことがあるものですから、どういうねらいでされているのかということをお聞きしたいと思います。

まず、政策統括担当部長というのが今度新たにできまして、この組織図を見ますと、行政経営課がありますね、その下に。行政経営課の下に2つの係があって、行政経営係と人事係の2つの係、この人事係の所管は行政経営課長、この人事係の部分だけ総務部長の方に、こちらの方に職務権限があるのかどうかわかりませんが、矢印はそうになっています。行政経営係の上に行政経営課長がおって、こちらの方は政策統括担当部長、こういう形で総務部長と政策統括担当部長が連携をします。要するに2つの係があって、その上に課長がおって、その上に2つの部長があると、こういう組織ですね、これが。

地域コミュニティの推進担当部長、名前が長いなっていう話をさっき隣でしてたんですが、地域振興課というのがありまして、地域振興課の中にコミュニティ推進係と情報推進係と文化振興係という、係が3つあるわけですが、この中の地域コミュニティ推進係がその上にある地域振興課長、同じように情報推進係と文化振興係も地域振興課長、これからまた2つに、情報推進係と文化振興係が課長を通して地域振興部長へ、それから地域コミュニティ推進係は地域振興課長がおって、こちらの方は地域コミュニティ推進担当部長へ、地域コミュニティ推進担当部長と地域振興部長が連携をしますと、こういうような流れになっていますね。

それから、子育て支援の担当部長というのが今度新しくできまして、子育て支援課、課長さん、その課長さんの上に子育て支援担当部長というのが新たにまたこれ設置をされていますね。

それから、まちづくり企画課という組織がありまして、これはまちづくり企画係というのがありますね。まるごと博物館推進係というのがまたありまして、その下にまちづくり企画係というのがあって、ここに企画事務と都市計画事務があるわけですね、くくりが。まるごと博物館推進係はまるごと企画係長のところに行く、まちづくり企画係の企画事務も、これ事務ですね、企画事務もまちづくり企画係長のところに行く、これが、まちづくり企画係長はまちづくり企画課長のところに行って地域振興部長のところに行く。それから、都市計画事務というのがありまして、まちづくり企画係の中に、これは都市計画事務がまちづくり企画係長のところに行って、ここにまた今度は都市計画担当課長、この上に地域振興部長というのがあつたわけですね。これは、だから、何かよく係の中に2つの事務があつて、その2つの事務が係、まちづくり企画係が何かこうよくわからないんですが、そういう形になってます。

それから、環境課、これも環境政策係、要するに組織というのは部があつて課があつて係があるという形なんです、今の話でいきますと、係の中に2つの事務があつて、また上に係があつて課長があつて部長があつてというような、正直言って非常にややこしい組織になったかなあと私は思うわけですが、これで誤解を招くといけませんので、そこそこのねらいがあつてこういう形で今回組織をされたらと思うんですね。この辺のところをきちっとですね、やはり私が見よつてもわからないわけですから、恐らく職員の方々もどういふ反応を持っているかわかりませんが、非常にいい組織になったなという話は余り聞かないんですよ。ねらいがあると思うんです。そういうねらい、要するに私が言いましたように、市長がいろんなことをやろうとしている、改革をやろうとしている、そういうやろうとしているその改革がこの組織改革を通じて本当に職員の中に伝わっているのかどうか、意気込みがですね、その辺のところがか何かいま一つはっきりわからない部分があるんですが、これは市長、こういう形で組織変更されたわけですから、この改革のねらいについて先ほど部長が答弁しておりましたけども、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 市の行政でございますが、一番市民にわかりやすく、また市民サービス、的確に迅速に行われる、かつまた簡素で効率的な組織をつくると、そういうねらいでございますが、基本的には地方分権と同時に地方、市町村の仕事も意識的に大変改革しなくちゃならないと。民にできるものは民でという考え方もございますし、できるだけこの財政上厳しいときに簡素化を図っていくと、これも大きな命題でございます。と同時に、まちの流れの中に市民のニーズは非常に多様ございまして、一つの事業をやる場合でも、税金だつて課税、徴収とありますように、道路1本つくるにつきましても、道路用地の買収あるいは補償あるいはその後の建設計画等々、縦割り行政では非常に非効率的な場面があると思います。そういう一つは縦割り行政の弊害をなくしていく、これも一つのねらいでございます。と同時に、各セクションにおきましても、それぞれのプロジェクトが一つのプロジェクトを中心にその事業を進めていく、そのねらいも今後必要じゃないかと思つております。今までのように部があつて課があつ

て係があって、それに数人の職員がつくというような縦割りの行政では今後対応できない。ですから、その行政のプロジェクトのウエートによって、人の数じゃなくて、いかに責任体制、そしてその一元的なトータルな総合行政としてのその事業を進めていくか、そういうねらいが大きな一つの柱でございまして、今回いろいろ市民のニーズにこたえるために、やや欲張り過ぎた窓口があるかも知れませんが、そういうものについては今後市民のニーズに的確にこたえられる、組織というものは時々々のニーズにこたえて、変えていってしかるべきだと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 私も全く市長と同じですね、やっぱりそれは時代の流れだとか、いろんな形に、市民のニーズだとかいろんな形で、あるいはまた市長がやろうとしている政策を実現させるために組織変更があるのは、これはもう当然だと思っています。そこはそことして当然であります、結局やった後にですね、私はもっとこういう形になって職員がやるぞと、そういう何かこう私たちの目にも、あ、市長何かやろうとしてるなというのがですね、こう伝わってほしいなあというのがあるわけですね。だから、今言っただけでも何かわけわからんというような話になってくるわけですので、混乱をしないように、私は市長はいろんなことやろうとされていると思います。それはもうこれだけのことをやる、当然いろんな形でまた批判があるのも当然だと思っています。それはそれで、それが一つの改革だと思えますけども、いま一つですね、そういう意味において何かこう職員がやっぱりやるぞ、あるいは市民が、市長が何かこういうものを新しいものをやろうとしてるぞということがですね、感じられるような組織になったらいいなということで質問をさせていただきました。

次、アスベストの問題についてお尋ねをさせていただきます。

先ほど大田議員の方から質問がありましたので、そんなにダブるようなお話はしたくないと思いますが、要は私も大田議員も質問したのは、これだけ大きな言うならば社会問題に今なってるということですね。その中で市が本当に、国はいろんな対策をしております。今国土交通省だとか文部科学省だとか、いろんな形で厚生労働省だとか、それぞれのところに指示を流して、そして実態調査をやって、報告をするような形になっているわけですが、いま一つ市は大体本当に何をしているのかなというのがですね、見えない部分もありましたので、今回質問をさせていただきます。

1点だけお聞きしますが、先ほど大田議員からも話がありまして、国だとか県だとか様々なこのアスベスト対策に対してやっております。そういったことをマスコミとか新聞等で私たちも知るわけですが、市としてそれを受けてですね、やはり市民に何らかの形で今こういう調査をやってますとか、あるいは市としてこういうことをやってますとか、そういう結果としてこういう結果が出ましたとかですね、そういったこともやっぱり市民に伝えていく必要が私はあるんじゃないかなという感じがするわけですが、何もやってないわけじゃないわけですね、先ほどのお話をお聞きしましたら。そういった考え、やっぱり市民に安心して太宰府は大丈夫で

すよと、そういう太宰府は大丈夫ですよということじゃないんでしょうけども、万全な対策をとってますよと、国、県とあわせてというような形でですね、やはり公表する必要があるんじゃないかなという考えは持っているんですが、今のままでいくと、大体何かしよるのかしよらんのか全然わからんという状況じゃなからうかなという感じがするわけですけど、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 太宰府におけるアスベスト対策は、どういうふうなことをやっとなるかというようなお話のようでございますが、市役所に入りまして左側の部分に市が設置しております相談窓口というのをつくりました。大きな看板を立てておりますので、余り見栄えのいい看板じゃありませんが、手づくりでございますので、それを9月9日からそういうのを立ち上げまして、一番市民が心配しております部分は、どこで何を相談したらいいのかということだろうというふうに思っています。それで、そういう相談の総合窓口部分を私どもの市民生活部の環境課が担いまして、今から申し上げますそれぞれの部分については、それぞれの課でやっていくということになっております。

1つがですね、健康相談、いわゆる自分の健康がどうかというような相談の窓口はどこかという形になりますと、健康福祉部の保健センターに担ってもらうようにしております。それから、環境に関すること等につきましては、当然私どもの方の市民生活部の環境課の方で担います。アスベストを使用している建築物について、先ほどから質問出ておりますが、この窓口といたしましては、建設部の建設課ということにしております。それから、労働問題、これにつきましては、健康福祉部の福祉課、それから公共施設に関すること、これにつきましては総務部の財政課と、それから学校関係に関することにつきましては、教育部の学校教育課という形で、現在想定される市民が不安を抱いておるであろう窓口を9月9日付をもって、まずは開設をしたということでございます。

具体的にどういうことが市としてはできるのかとなりますと、県につなぐ部分とか、不安な部分はこういうところに相談されたらどうですかというような部分は個々のケースに応じて、先ほど申し上げました窓口で指導していくということにしたいというふうに思っています。総合的な部分につきましては、私どもの方の環境課の方で、こういう問題についてはここにこうだというような形で指示ができる形で立ち上げておりましてですね、立ち上げたばかりでございますんで、それはまだまだ市民への浸透はしておりませんが、立ち上げましたので、早速次の市政だより等では市民への広報活動をやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（13番清水章一議員「以上で終わります」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は明日 9月15日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後 3時11分

~~~~~